

令和5年9月

美里町教育委員会定例会議事録

令和5年9月教育委員会定例会議

日 時 令和5年9月28日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（4名）

教 育 長 大 友 義 孝

1番 教育長職務代理者 留 守 広 行

2番 委 員 佐 藤 キ ヨ

3番 委 員 大 森 真智子

欠席（1名）

4番 委 員 佐々木 忠 夫

説明員 教育委員会事務局

教育委員会事務局長兼

教育総務課学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課長兼

近代文学館長兼

小牛田図書館長

伊 藤 博 人

教育総務課

学校教育支援室長

大久保 賢 二

教育総務課

学校教育環境整備室

学校教育環境整備係長兼管理係長

佐 藤 敏 次

教育総務課総務係長

青 山 裕 也

教育総務課

学校教育支援室

学校教育支援係長

森 陽 祐

教育総務課主事

伊 藤 大 樹

教育総務課主事

平 野 碧

学校教育支援専門員

門 脇 宏

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和5年8月教育委員会臨時会議事録の承認
 - ・ 令和5年8月教育委員会定例会議事録の承認
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - ・ 報告
 - 第 2 教育長報告
 - 第 3 報告第34号 令和5年度美里町議会9月会議について
 - 第 4 報告第35号 美里町新中学校整備等事業について
 - 第 5 報告第36号 美里町新中学校開校準備委員会について
 - 第 6 報告第37号 児童生徒対象学習・生活習慣調査結果及び教員対象授業改善調査結果
(9月分)について
 - 第 7 報告第38号 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について
 - 第 8 報告第39号 美里町教育委員会個人情報保護事務取扱要綱について
 - 第 9 報告第40号 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
 - 第10 報告第41号 不登校(含:傾向)及び「いじめ」の実態調査(8月分)並びにはな
みずき教室の利用状況について
 - 第11 報告第42号 区域外就学について
 - ・ 協議事項
 - 第12 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について
 - 第13 美里町における今後の部活動の在り方について
 - 第14 美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
 - 第15 美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - よむYOMUワークシートの導入について
 - 令和5年度宮城県町村教育長会研修会について
 - 令和5年10月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和5年8月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和5年8月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告事項

第 2 教育長報告

第 3 報告第34号 令和5年度美里町議会9月会議について

第 4 報告第35号 美里町新中学校整備等事業について

第 5 報告第36号 美里町新中学校開校準備委員会について

第 6 報告第37号 児童生徒対象学習・生活習慣調査結果及び教員対象授業改善調査結果
(9月分) について

第 7 報告第38号 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について

第 8 報告第39号 美里町教育委員会個人情報保護事務取扱要綱について

第 9 報告第40号 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

第10 報告第41号 不登校(含:傾向)及び「いじめ」の実態調査(8月分)並びにはな
みずき教室の利用状況について

第11 報告第42号 区域外就学について

- ・ 協議事項

第12 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

第13 美里町における今後の部活動の在り方について

第14 美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

第15 美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

- ・ その他

行事予定等について

よむYOMUワークシートの導入について

令和5年度宮城県町村教育長会研修会について

令和5年10月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項

第10 報告第41号 不登校（含：傾向）及び「いじめ」の実態調査（8月分）並びにはなみ
ずき教室の利用状況について

第11 報告第42号 区域外就学について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

今日は昨日と違って気温が上がるということなのですが、これから多分上がってくるのかなと思います。まだまだ高温多湿といいますか、体調が、寒くなったり暑くなったり、どうぞお気をつけいただきたいと思います。

また昨日、視察のほう行っていただきまして、本当にありがとうございました。私、急遽、ちょっと参加できなくなりまして、大変申し訳ございませんでした。今後、皆様方のご意見を頂戴していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年9月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め、全部で4名であります。4番佐々木忠夫委員からは、体調不良のため本日欠席する旨の連絡をいただいております。5人中4名の参加でございますので、委員会は成立いたしております。

説明員につきましては、教育委員会事務局長を含め、職員が出席することになりますが、担当のところで担当者が出入りすることをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、会議を行います。

まず、令和5年8月に行いました教育委員会臨時会並びに定例会の議事録の承認についてでございますが、委員の皆様方にはお目通しをいただいたと思います。特段、今、修正箇所の連絡をいただいておりますが、もしよければ承認していただければありがたいと思いますので、いかがでしょうか、委員の皆様方、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、臨時会と定例会の議事録の部分については、承認をいただきましたので、所定の手続をお願いいたします。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名について行います。

署名委員につきましては、会議規則によりまして教育長から指名をさせていただきたいと思っております。今回は、3番大森委員、1番留守委員をお願いいたします。どうぞよろしく願い

たします。

報告事項

日程 第 2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、早速でございますが、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。

別紙資料のとおりでございます。この中で、7件ほど入れてございますけれども、まず毎月行われております小中学校並びに幼稚園、所長の連絡事項につきましては、資料のとおりでございます。ただ、町内の幼稚園長、保育所長の連絡事項についてはございませんけれども、ちょっと私これ出られなかったんですね、議会になりまして、どうしても9月になりますと出席かなわないケースもありますので、ちょっと資料も添付をしていないという状況でございます。

それから、(3)番目の教育長連絡会でございますが、10月10日の開催予定となっておりますので、その資料と報告を受けた後、来月の教育委員会になると思いますが、その時点で報告をさせていただきたいと思っております。

また、今日午後から北部管内の校長会議を今招集されて、会議を、ちょうど同じ時間でしょうか、開催されています。内容については、教職員の人事異動の関係がスタートしておりますので、その細かい部分の説明ということになるかと思っております。

(4)番目については、毎月行われています行政区長会議です。資料を別紙の、参照していただきたいと思っております。交通安全の部分も(7)番目に続いておりますけれども、30日まで秋の交通安全県民総ぐるみ運動が今開催されております。町民大会の開催要項等をつけさせていただきましたが、これも久しぶりの開催でございました。文化会館、かなりの人数になりましたので、その中で不動堂小学校と青生小学校の児童から作文発表していただきまして、とても立派な作文でした。

(5)番目につきましては、議会の9月会議の内容のことでございますので、改めて教育総務課長から日程第3のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(6)番目につきましては、町の職員の採用試験の関係でございます。上級、中級、初級というふうにありますますが、初級のほうが1次試験、もう終わっておりますけれども、17人だったか、たしか受けていると思っております。今後、2次試験になると思っておりますので、10月中にはあ

る程度決めていければなという町当局の考えでございます。

一応、全部資料的な分をつけられませんでしたけれども、どうぞ見ていただきたいと思えます。ただ、1つだけちょっとつけるのを忘れてしまいました。行政区長会議の議題の中で、ドクターヘリ、ランディングポイントというのを書いていたと思うんですけども、それ何かというと、町内2か所、どうしてもドクターヘリで搬送しなければならない方がいらっしゃったときに、どこでもヘリが降りられるというわけではなくて、町内で、1つは中塚の運動公園があるんですが、神社から行って、右側にサッカーのゴールポストが置いてあって、あそこが1か所と、それから南郷地域の下の方にあります、農村公園ですね。あそこもグラウンドになっておりまして、そこの2か所にヘリコプターが降りると。そこまで救急車が搬送してくるということになるそうです。その地図も特段ついていなかったのも、ちょっと私も資料つけられないでいましたので、そういう場所だということでございます。

以上が教育長報告でございます。

委員の皆さんから何かご意見、質問ありましたでしょうか。なければ、次に進めさせていただきます。

日程 第 3 報告第34号 令和5年度美里町議会9月会議について

○教育長（大友義孝） 日程第3、報告第34号 令和5年度美里町議会9月会議についてを議題とさせていただきます。では、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（伊藤博人） どうも皆様、お世話さまでございます。

私からは、報告第34号 令和5年度美里町議会9月会議についてご報告させていただきます。座りながらの説明、失礼いたします。

まず、お手元に配付させていただきました資料の1ページ目、表をご覧くださいと思います。

こちら、1ページ、2ページにつきましては、議会の審議日程について記したものでございます。今回の9月会議につきましては、9月5日火曜日から19日まで開催されたものでございます。

資料1ページ上段、初日の9月5日と6日は一般質問、9月6日から7日までが本会議で議

案の審議がなされております。9月は決算議会とも言われておりまして、議案のうち決算に関連する部分につきましては、まずは特別委員会に決算の審議が付託され、9月8日金曜日から13日の水曜日まで、付託議案が分科会で審議されたところでございます。

教育行政に関連する決算につきましては、9月8日の金曜日に教育民生分科会でご審議いただいたところでございます。

なお、こちら1ページ目の下、9月14日に現地調査ということで、決算に関連した各事業の成果等を、分科会ごとに見学していただきましたが、教育民生分科会で教育行政の決算の事業に関する部分は、昨年度に実施した不動堂中学校バリアフリー化事業を現地調査いただいたところです。

こちらの令和4年度の決算につきましては、大きな指摘等もなく、無事に最終的に認定いただいたところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

こちら9月会議の一般質問、今回4人の議員の方から一般質問を出されておりますが、質問順位2番目の伊藤議員につきましては、欠席のために一般質問は行われませんでした。

教育行政に関連した質問につきましては、質問順序1番目の佐野議員、3番目の赤坂議員、4番目の柳田議員3人から教育行政に関する一般質問が出されました。

1人目の佐野議員からは、大きく2つの質問がございまして、そのうち1番目の質問が教育行政に関連する質問でありました。

資料につきましては、4ページから8ページでございます。

質問のうち、新中学校の整備状況やPFIに関連する項目、また現在の中学校の跡地利用等に関連する質問につきましては、町長のほうから答弁したところです。

また、新中学校の開校準備委員会、こちらは各種協議の進捗や、ほかに小中学校の入学者数に関連して、少人数学級等の編制や小学校の再編統合に関する質問につきましては、教育長より答弁したところでございます。

続きまして、9ページ目をご覧ください。

質問順位3番目、質問者の2人目の赤坂議員につきましては、大きく2点の質問が出され、教育行政に関連する質問は1つでございました。質問内容につきましては、今年度から開設されました学校教育支援室の状況についてご質問出されまして、こちらにつきましては教育長から答弁したところでございます。

続きまして、資料の10ページから、こちらが柳田議員からのご質問の回答の答弁書でござ

います。

柳田議員からは大きく4点の質問が出されまして、うち3点が教育行政に関連する質問でございました。

1つ目の質問、こちら10ページになります。質問内容の概要につきましては、旧中塚小学校跡地が売却されることに伴いまして、跡地北側の町道の拡幅工事が行われることによる、通学路への影響があるかどうかといった質問でございました。

2つ目の質問は11ページからになりますが、全国学力調査における町の結果についての概要、内容の説明、見解についてご質問がございました。

3つ目につきましては、12ページになります。こちらは、児童数減少による今後の小学校の在り方について、複式学級や学校の統廃合についての町の見解について、ご質問が出され、こちらは全て教育長より答弁申し上げたところでございます。

資料につきましては、13ページ目以降、こちら一般会計補正予算でございます。

こちらの内容につきましては、前回の定例会においてご説明したとおり、各学校への簡易バリエードの設置に要する費用、あと学校の修繕に関する費用、ほかには新型コロナウイルス対策の各種消耗品の購入に要する費用、大まかですが、それらを補正予算としてお願いしてございまして、こちらは無事に可決いただいたところでございます。

なお、前回の定例会で私から9月会議では追加の補正予算で緊急通報装置等を出したいということで口頭で説明させていただいたところですが、こちらにつきましては、県との補助金の調整、あと、こちらの積算の精査に時間を要してしまいまして、大変申し訳ありませんが今回の追加のタイミングに間に合いませんでした。こちらにつきましては、現時点では最終調整まで終わっておりまして、今後、財政当局と話し合いを進めてまいります。こちらの補正予算につきましては、今後の直近の議会にお願いする形で進めてまいりたいと思いますので、その時期が来た時点で再度ご説明させていただきたいと思っております。

以上、9月会議の概要のご報告となります。

なお、私の説明の次に、今回の一般質問に関しまして、事務局長のほうから補足でご説明いたしますので、説明について交代させていただきます。

○教育長（大友義孝） では、局長、お願いします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 一般質問の中で、中塚小学校の複式の関係、以前に資料を皆様にも見ていただいて、今後の推計ということで、令和11年度までという推計見ていただいて、子供が減っていく。あの資料を議会の全員協議会

でもお出ししております、多分その中身を見て、今回ご質問いただいたということだと思います。

それで、やはり複式学級が目前に迫っているということもありまして、検討はしているのかと、教育委員会ではどうなんだということでお話をいただいております、事務局のほうで今後の取組等々も含めて整理をさせていただいて、今後協議をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

大分子の数が減っていくということがございまして、様々な検討をせざるを得ないような状況であるのかなというふうに思っております、いろんな資料をそろえながら、複式学級についてもよく調べながら、その状況、現状等をつかみながら、県内の状況、全国の状況を含めまして、しっかりとつかみながらご提示できるように今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

9月会議の、ただいま報告をいただいたわけですが、委員の皆さんから何かございましたら、ご発言お願ひしたいと思います。よろしいですか。

今、局長からありましたように、小学校の関係についても今後いろいろと協議をしていかなくはないと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次に参ります。

日程 第 4 報告第 3 5 号 美里町新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） では、日程第 4、報告第 3 5 号 美里町新中学校整備等事業についてを議題といたします。

では、佐藤係長から説明をお願いします。

○教育総務課学校教育環境整備室学校環境整備係長兼管理係長（佐藤敏次） 皆様、お疲れさまでございます。私のほうから、美里町新中学校整備等事業についてご説明させていただきます。

建設工事業務についての状況をご説明させていただきます。令和 5 年 8 月、先月から行われておりました、くい工事につきましては、先月ご報告していたとおり、9月上旬に、くい工事のほうは完了しております。くい打ち機の重機の解体、運搬作業も行われて、既に現場から撤収済みというところでございます。現在は、基礎工事を行うために掘削作業というのが行われ

ておりまして、新中学校の構造についてなんですけれども、地下には建物の基礎と基礎同士を連結する地中ばりというものが埋設されて、くいと基礎、地中ばりで中学校の施設全体を支えるというような構造となっております。

それら地下の構造物の大きさは、場所によって様々なんですけれども、大きいものでは高さ1.8メートルの構造物もございますので、それらを施工するために、深いところでは2.5メートル以上掘削するような箇所もございます。

現在の掘削作業の進捗なんですけれども、全体の半分程度まで掘削作業、進んでおりまして、この掘削作業、10月中旬頃まで行われまして、掘削作業が終わり次第、基礎工事のほうが進んでいくというところでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

何か皆さんからお聞きしたい点ございませんでしょうか。特段ございませんか。埋めてしまうと、あと地下が見えなくなるので、見るのは今がチャンスかと思いますが、いずれ教育委員会でいつか見には行かなくてはいけないのかなど。それぞれ単独で行ってもなかなか、工事現場ですから入れませんので、みんなで見ることはしていかなきゃないと思っております。

では、ありがとうございます。進捗状況も今お聞きしましたので、予定どおり進んでいるなというふうな確認でもございました。

日程 第 5 報告第36号 美里町新中学校開校準備委員会について

○教育長（大友義孝） では続けて、日程第5、報告第36号 美里町新中学校開校準備委員会についてを議題といたします。

では、伊藤主事、お願いいたします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） それでは、美里町新中学校開校準備委員会について、資料のほうに基づきまして説明させていただきます。

それで、すみません、本日追加で資料のほう配付させていただいておりますので、報告第36号美里町新中学校開校準備委員会についてというところのホチキス留めで、A4、2枚の資料を追加で配付させていただいておりますので、そちらのほうも併せて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず最初に、事前にお配りしていた資料のほうから説明させていただきたいと思えます。

第8回代表者会の部分、8月29日に行われた会議について説明させていただきます。この会議では、新中学校の校歌についてというところと、あとは校章についてというところの協議を行っております。

校歌のほうに関しては、令和5年6月30日から令和5年7月31日の約1か月の期間で公募のほうを行ってまいりましたので、そちらのほうの内容の確認をさせていただいたというところになります。

公募のほうの結果についてなんですけれども、応募者としては20名おまして、「言葉・フレーズ」というところの数では67件の応募があったという結果になっております。

詳細のほうについては、別添資料1-1というところでおつけしておりますので、ご確認いただければと思えます。

あと、校歌の作成のほうの部分に関しては、町内に在住の専門家で、佐藤三昭さんと、あとは館内聖美さんと、それからあと業者のほうで、音楽制作のSHIOKAWAという業者さんの3者の候補者の中から選定をするということで、前の回まで行っていたというところになりますが、三重県の桑名市というところのほうで、AI、人工知能のほうですが、AIによる校歌作成を行うというような報道が、会議の直前にありまして、そちらの部分も踏まえて、AIによる校歌の作成というところも一応候補というところに入れてはどうかというところで、協議をいただいたというところになります。

初めに、AIの部分は、ちょっとこれまでの実績がないというところがあったので、AIを除く候補者の作品の部分をお願いいただいて、地元の方か、あとはAIを含むですけれども、業者、どちらのほうに依頼をするかというところの協議を行いまして、多数決を行った結果、地元の方をお願いをするというふうになりまして、その後に地元のどちらの方に依頼をするかというような協議を行いまして、多数決を行った結果、館内聖美さんをお願いをするということとなりました。

また、依頼に当たっての条件というところでは、開校準備委員会の要望を聞いていただけるかといったところと、公募の結果を参考に作詞をいただけるか、あとは令和6年7月を目安に作成ができるかというようなところを条件に依頼をするというところになりました。

次に、新中学校の校章についてですが、こちらについては募集要項の素案を事務局でつくりまして、そちらのほうを確認させていただいて、意見交換等を行ったというところで、そちらの

ほうについては、意見交換を踏まえて内容をちょっと修正した部分がございますが、そちらのほうで公募を実施するということで、別添資料1-3というところで、公募を明日ですかね、9月29日から11月30日までの期間で行うということになりますので、そちらのほうは資料をご確認いただければというふうに思っております。

次に、第7回PTA・通学検討部会というところで、こちら9月6日に行われた会議となります。こちらのほうでは、新中学校の通学路についてということと、あとはPTAの部分、協議を行っております。

新中学校の通学路に関しては、保護者の意見調査の結果を踏まえまして、スクールバスの停留所を1か所追加した部分がございますので、そちらの内容の確認を行っております。

あとは、通学路安全マップというものを素案のほう、こちらでつくりましたので、その内容の確認と、あとは意見交換と行っているところになります。

スクールバスに関しては、現段階で決まった内容で、今後、時刻表等の作成を行っていくということで、運行に向けての準備を進めていくということで、通学路の安全マップといったところに関しては、意見交換等、内容を踏まえまして、引き続き作成を行っていくというふうに行っているところになります。

続きまして、資料、裏面のほうになりまして、新中学校のPTAといったところになります。こちらについては、PTA会員、PTAの会費、それからPTAの活動といったところの3つの部分で意見交換を行っているということになりまして、いろんな意見がありましたので、その辺の内容を踏まえまして、内容を整理して、引き続き次回のほうにかけて、設置に向けた準備を進めていくということになっております。

続きまして、第5回学校運営・教育課程検討部会というところで、こちら9月12日に行われた会議になります。この会議に関しては、新中学校の教育目標、教育課程についてといったところと、あとは新中学校の部活動についてというところの協議を行っております。

新中学校の教育目標、教育課程については、令和5年8月3日、夏休みの期間に各中学校の教職員の方々に集ってもらいまして、教育課程等々についての協議を行っているということになりますので、そちらのほうの内容の確認ということを行い、意見交換を行ったということになります。

今後の協議の部分に関しては、教育委員会の事務局のほうで、これまでの協議結果と、あとは各中学校教員からの意見等踏まえまして、新中学校の教育課程等の素案を作成を行って、具体的な内容を示した上で協議を進めていくということになっております。

次に、資料のほう 2 枚目に入りまして、新中学校の部活動の種類についてというところになります。新中学校の部活動については、部活動の種類、それから部活動の在り方、あとは休日の部活動の地域移行についてというところの 3 点の部分で協議を行っております。

まず、新中学校の部活動の種類については、美里町新中学校施設基本計画におきまして、各中学校で現在実施している部活動が行えるようにすることと、あとは生徒の要望を考慮して、部活動の選択肢を増やすこととしておりまして、追加の部活をどうするかといった部分で協議を行っております。それで、追加の部活動の検討に当たりまして、昨年度、小学校 4 年生から 6 年生、新中学校の開校時に在籍する生徒を対象に実施したアンケートの結果を踏まえまして、あとは教員の配置体制を考慮しながら検討を行っていくということとしております。

一応資料のほうに、追加部活動候補といったところで記させてもらっているんですけども、昨年行ったアンケートの回答で、「入りたい部活があれば参加」というふうな回答をした児童が希望する種目のうち、複数の児童が希望した種目といったところを候補に上げているといったところになります。

続いて、部活の在り方に関しては、任意参加で行えるというようにするというところで、開校準備委員会のほうでは決めまして、来年度から任意参加へ移行できるような形で準備を進めていくということとしております。

あとは休日の部活動の地域移行、こちらに関しては、まちづくり推進課を中心に検討を進めていく予定というところで、次回以降の会議では、こちらの部分の情報共有等を行いながら、意見交換を行うとしているところになります。

それで、すみません、本日お配りしている追加の資料のほうの説明をさせていただきます。

こちらが今週の月曜日、9 月 25 日に行われた第 9 回代表者会というところの内容になります。こちらのほうの会議では、新中学校の校歌の部分で協議を行っているというところで、新中学校の校歌の作成を第 8 回の会議で館内聖美さんに依頼をするということとなりましたので、校歌の作成をお願いしたところ、作詞に関しては、夫の館内浩二さん、作曲については館内聖美さんが行うというところで、ご承諾をいただいたというところになりますので、それを受けまして、校歌の作成に当たっての意見交換を行ったというところになります。

館内聖美さん、館内浩二さんの両名に関しては、お配りした資料の別紙のほうでプロフィールをお配りしておりますので、ご確認いただければなというふうに思っております。

意見交換の中でいただいた意見としては、大人になった際に学校を思い出せるような歌にしてほしいといった意見や、それから 3 つの地域が融合した中学校となることを踏まえた歌詞に

していただきたいというような意見がございました。

これらの意見を踏まえまして、令和6年7月をめどに校歌も完成をさせるというようなスケジュールで作成をしていただくということになっております。

それで、作成の費用の部分に関してなんですけれども、こちら依頼をした日に伺った際に、町のほうにお任せしますというように伺っているところになりますので、こちらに関しては謝礼という形でお出ししたいというふうには考えているところで、謝礼の支払いに関しては、校歌の完成後に支払いをするというふうに考えていたので、令和7年度の予算で予算化をして行いたいというふうに考えているところになりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あとは、そのほかの意見として、開校時の新中学校の体育館に校歌のレリーフというんですかね、体育館の前のほうにある校歌の歌詞が書かれたような板というんですかね、設置したほうがいいんじゃないかというような意見もございましたので、そちらについては費用等を確認を行って、検討をしたいというふうに行っているところになります。

代表者会の次回の会議に関しては、令和6年1月22日の週で後日、日程の調整を行って決めるということになっております。

すみません、長くなりましたが、新中学校の開校準備委員会についての報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、ただいまの報告につきまして、委員の皆さんからご発言をいただきたいと思います。

何かここはというところがもしございましたらお願いします。留守委員、何か。お願いします。

○委員（留守広行） 校歌の選定につきまして、地元の方にお願ひすると。大変いいことだと思います。その中で、館内さんにお願ひをする。あと、候補に佐藤三昭さんというお名前も出ていますが、関わらないということになるのでしょうか。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 今回はお二方のどちらにお願ひをするかというところで、一応意見としては、作曲を館内さんで、作詞を佐藤三昭さんにお願ひしたらどうかというような意見もあったんですけれども、佐藤三昭さんは作詞と作曲どちらもできるといったところで、館内さんは作曲をメインにしているというようなところもあったんですけれども、館内さんが主に今までつくってきた作品というのが、夫の館内浩二さんと一緒に共同で今までずっとやっていらっしゃったというふうなところもありまして、そういった経緯もありましたので、同じ、

一緒にやれるかどうかというところではなく、まずは、やるとなったときに、作詞はどうするかというところを、依頼をしに伺った際に伺ったところ、夫の館内浩二さんと一緒にやるんだというところもありまして、なので、むしろ一緒にやってはどうかというような話はしていないというところなんです。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

○委員（留守広行） はい。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員、何かありませんか。

○委員（佐藤キヨ） ありません。

○教育長（大友義孝） 大森委員。

○委員（大森真智子） じゃあ1点だけ、ちょっと質問だったんですけども、新中学校の教育課程というところで、学校の保健のところ、今もあるのかもしれないですけども、ジェンダーレス対応というのがあって、これというのは子供たちの悩みを聞いてくれたりとか、どう対応というか、ジェンダーレスの子がいてというものの対応は最近どんなことをしていくようなあれなのかなと。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） じゃあ、すみません、代わりに私のほうからご説明いたします。こちらの資料に書いてある協議内容のところにつきましては、今後、新中学校開校に向けて、こういったところが話題にはなるのかなというふうなところで、協議内容として表の中に上げさせていただいたところです。ただ、その中で、ジェンダーレスという部分につきましては、これまでも各養護教諭のほうに個別に、そういった児童生徒からの相談なんというのは各学校行われているところだと思いますし、今後につきましても、例えば制服の部分であったりとか、いろんところで話題にはしなければならないなというところで、今回ここに上げておりますが、まだ具体的にこういうところというのは話が進んでいないということになりますので、お願いします。

○委員（大森真智子） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） よろしいですね。これからだということですね。ありがとうございます。

早速明日から校章のデザインを募集するということになります。どなたでも応募可能だそうですから、委員さん方も応募して構わないということで、いいんでしょうね。（「はい」の声あり）どうぞよろしくお願いいたします。誰でも。

じゃあ、よろしいですか。準備委員会の皆さん、一所懸命やっただいておりますので、

随分進んできたなというふうに考えるところです。あと、もし何かありましたら、後でもよろしいですから、ご意見いただきたいと思います。

日程 第 6 報告第 37 号 児童生徒対象学習・生活習慣調査結果及び教員対象授業改善調査結果（9月分）について

○教育長（大友義孝） それでは続きまして、日程第 6、報告第 37 号 児童生徒対象学習・生活習慣調査結果及び教員対象授業改善調査結果（9月分）についての報告を議題といたします。

では、大久保室長、よろしく申し上げます。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） それでは、私のほうから報告第 37 号についてご説明いたします。

まず 1 番、児童生徒対象の学習・生活習慣調査についてですが、資料の 2 ページから 13 ページまでに、まずは 9 月分の町全体の集計、載せております。

それから、14 ページ、15 ページに町全体の集計の推移ということで、これまでの、6 月、7 月、9 月の 3 回分の推移というふうなことで載せております。

この 14 ページ、15 ページ、推移のグラフ見ていただくとお分かりになると思うんですが、町全体としては、大きく変化をしているというふうなところについてはございません。おおむね月通りというふうな結果になっています。

ただ、これをもうちょっと細かく見ていきますと、例えば学校のクラス別で経過を見ていきますと、やはり学級によっては大きく変化しているところはございます。マイナスの方向であり、またはプラスの方向に変化している学級、学年、ございます。そういったところにつきましては、学校のほうにもこちらの資料を提供しておりますので、来週のまた校長会ございますので、その中で、大きく変化のあった学級、学年につきましては、その要因ですね、こういった取組の結果このような形になっているのかというふうなところを投げかけていきたいなというふうに思っております。

特に、マイナスももちろんなんですが、プラスの方向に変わっているところについても、こういった取組をした結果、その集団がよりよく育っていったのかというふうなところを学校内で共有していくと、学校全体のプラスにつながっていくのかなというふうにご考えております。

それからさらに細かく見ていって、個別で見ていったときも、非常に大きく変わっているお

子さんの中にはおまして、例えば今回の調査の中に、自尊意識、規範意識に関する調査ということで合計8問、設問があるんですね。「学校は楽しいですか」とか、「自分にはよいところがあると思いますか」とか、そういった設問の中で、例えば、今まで6月と7月については、「当てはまる」とか「大体当てはまる」とか、いい評価をしていた子供が、今回の9月の調査では全部4番、全て「当てはまらない」を選んでいるお子さんもいるんですね。明らかに何かがあったんだと思うんですね。そういったお子さんについては、学校で確実に確認をしていただいて、何らかのアプローチをしてもらえると、こういったところからの不登校の未然防止にもつながるのかなと考えておりますので、そういった活用をしてもらえるように声かけをしていきたいと思っております。

それでは続いて、2番の定期学力調査の結果ですが、16ページ以降に速報値ということで載せております。全般的に言いますと、大体下がっています。学習が6月、7月と積み重なっていきまして、やはり学習の内容も、特に小学校低学年につきましては、ちょっと内容が難しくなっているんだらうなというふうなところもございます。平均点としては、前回に比べると、やや下がりぎみのところがございますので、そのあたり各学校で各担任の教科担当の先生方で、自分のご指導のところについて振り返りをしていただければいいかなと思っております。

あと、ちょっと細かく設問で見えていきますと、ちょっと私のほうでも、これは興味深いなと思ったところで、例えば今回、1年生の国語の問題で、促音、小さい「っ」の問題を出したんですね。「引っ越し」と「原っぱ」と「ロケット」と3問出しまして、「引っ越し」についてはほぼほぼ、92.6%正解だったんです。ところが、「原っぱ」と「ロケット」については非常に正答率下がってまして、「原っぱ」が68.7%、「ロケット」が62.2%ということで、非常に正答率下がっていたみたいです。だから、これがどういう傾向なのかなと。もしかしたら小1の子供たちの語彙の中に「原っぱ」がないのかなとか、「ロケット」がないのかなとか、そのあたりもちょっと考えつつ、このあたり学校のほうでも検討の必要があるのかなというふうに感じたところです。

あと、1年生の国語での物語文の読み取りの題材があるんですけども、例えば物語文の場面が変わるところというのはこういうところですよというのを1年生のこの段階で学習するんですね。例えば、登場人物が新しく出てきた場面とか、時間が経過したところとか、そこで場面って切り替わるんですよというのを学習する題材があるんです。そういった設問について、どこから変わるのかと、そういう考え方を問う部分については非常に正答率がやっぱり低いん

ですね。ただ、その中で単純に、登場人物の気持ちはどうですかとか、そういう情報の抜き出しについてはできているんですね。ただ、やっぱりそれは低学年とはいえ、学習というものの中での読み取りの仕方、考え方というものを身につけさせていかなければ、後々とかで苦しくなるんだろうなと思うので、そういったところも今回の結果から見えたところでもございました。

それから3番、教員対象の授業改善調査についてです。町全体の集計の結果、25ページに載せております。それから、26ページには推移ということで、またこちらも3か月分の推移を載せております。こちらも特別、大きく変化というふうなところはございません。

あと、今回この9月分の調査から、28ページ、29ページに資料ございますが、私の実践紹介ということで、先生方が工夫して実践なさっていることを自由記述の形でご回答いただいていたようにしました。こういったものを町全体で、またインターネットを介して共有をできるようにしておきましたので、特に若い先生たち多いですから、こういったところをご覧になって、授業づくりのサポートになればいいかなというふうに思っております。こういったところが活用できればなというふうなところですよ。

ということで、以上大きく3点、調査の結果についてでした。

それでは、調査の結果とはまた別のことなんですけど、資料の1ページに戻りまして、4番「読むこと（読解力向上）」に関する教材についてということで、ちょっとご説明いたします。

先日、読売新聞の方がお見えになって、教材のご紹介をしていただきました。「よむYOMUワークシート」という教材です。内容としましては、時事問題に触れた新聞記事を基にしまして、教材、ワークシートに取り組むと。1枚当たり10分程度で取り組めるようなワークシートだそうです。実はこの教材、町内、不動堂中学校の3年生のほうで、もう今年度初めより採用しております、そのまま、せっかくだったので、不動堂中学校の担当の先生に使ってみてのご感想について、生徒の感想も含めて確認をしておきました。

では、ここの(4)番の実践についてというところに主だった内容を載せておりますけれども、おおむね、使っている学年の先生たち、生徒の感想としては、役に立っているなど。生徒の感想なんかを見ると、特に大事な部分分かるようになったりとか、読むスピードが速くなったとか、そういったところで効果があるんじゃないかなというふうなご感想をいただいております。

こちらにつきましては、また来週の校長会で、各学校の校長先生方にも、こういったものがありますがということでご紹介をさせていただきたいなというふうに考えているところです。

あと、それ以上で細かい補足の内容につきましては、本日の最後、その他のところでまた青

山係長のほうから追加でご説明をさせていただきたいと思います。

私のほうから以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまいろいろと報告を頂戴したわけですが、何か委員の皆さん、気になるところでも構いませんので。佐藤委員、お願いします。

○委員（佐藤キヨ） 教えていただきたいんですけども、これを見て、5ページの小学校1年生が28%も3時間以上の勉強していると、1日当たりの、家庭、これはすごいなと思って驚いたんですけども、それで、ちょっと近くの、大森さんのところのお坊ちゃまは3時間なんていうと。

○委員（大森真智子） 無理です。

○教育長（大友義孝） じゃあ、まず大久保室長から回答します。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） 私のご説明不足でした。こちらの円グラフの中の「3時間以上」とかあるんですが、それ「3時間以上」の次の「(1)」と、括弧内の数字ございますね、その括弧内の数字が低学年の数字です。ただ、低学年については、この28%というのは、3時間ではなく1時間以上勉強している子が28%というふうな見方になりますので。すみません、低学年は括弧内の数字というふうなことになりますので。

○委員（佐藤キヨ） ちょっともう一回。小学校1年生ではなくて。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） この設問については、時間、「3時間以上」とか「2～3時間」とかというふうな設問の選択肢については、小学校の3年生以上と、あと中学生については「3時間以上」とか「2～3時間」とかという選択肢になっていますね。ただ、小学校の低学年については、3時間を勉強する子、まずやっぱりいないと思うので、3時間ではなくて、この括弧の中、1時間以上です。低学年、小学校1年生、2年生は、1時間以上しているか、または30分から1時間か、または15分から30分かというふうな見方になっておりますので。すみません、ご説明しておりませんでした。以上です。

○委員（佐藤キヨ） すごく驚きました。せっかく1年からと書いてあるので、ここも書いてもらうと分かりやすいかなと。

○教育長（大友義孝） 括弧は小学校1年生から小学校3年生までとかね、入れると良かったですね。

○委員（佐藤キヨ） すごく驚きました。私、1年生の子を持っている人に何人か聞きましたよ。

これはあまりにもすごいから。前のを見たら、中学生でも3時間以上勉強している子なんて2%、

4%ですか、そんなものだと。やっぱり安心しました。不登校が増えるんじゃないかなと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ほかに何かございませんか。大森委員、お願いします。

○委員（大森真智子） すみません、先ほど、興味があるとおっしゃっていた、16ページの「引っ越し」「原っぱ」の件だったんですけれども、私もちょっとこれすごく気になって、子供の、1年生の語彙力の中に「原っぱ」と、まあ「ロケット」がないことはまずないと思っていて、小さい頃のお歌の歌詞とかでも出てくるし、「原っぱ」はもしかしたらというの、あったんですけれども、語彙力がそもそもあるかないかというよりも、この問題自体の理解力がもしかしたら難しいのかなという。ちょっと私も一瞬ぱっと見たときに、2回ぐらい読んで、丸か三角のどちらかに「っ」入れて、成り立つものを選ぶんだと、ちょっと思ったので。何か1年生ぐらいに、「丸と三角のどちらに入りますか」という、この小さい「っ」というのは、すごく難しいなと思ったんですけれども、実際じゃあこういうのを子供たちがぱっと解けるようになる学校での練習方法とかは、どういうトレーニングとか練習していったらいいとかというの、あるんですかね、何か。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） ちょっと私もそこに、小学校教育が専門ではないんですが、例えばこの小さい「っ」のところというのは、いわゆる音節の数としては、数えるところではなく、ただ五・七・五なんかをつくるときには、「引っ越し」であれば4音節なんですね。ただ、例えば手拍子なんかを入れさせて、そのリズムつかませる中で、促音の理解なんかをさせるなんていうふうな、そういった手法があるというのは耳にしたことはあるんですけれども、そういったところを時間かけてやっていただくしかないのかなということはあるのかなと思います。

あと、問題の趣旨がひよっとしたら理解できなかったのかもなというふうなご意見もいただいたんですけれども、それも可能性としてはあると思います。ただ、一つ、今回この設問については、子供たちがやっているはずのミライシード、ドリルですね、からの似たような問題、でも同じような、こういう形での設問はあったので、まるっきり初めて見て解くような形ではないと思うんですね。ただ、どうなんだろうなというところで、ちょっと私もこの辺は小学校の先生たちにも聞いてみたいなというふうなところでした。

○教育長（大友義孝） なるほど。これ少し置いて、もう一回やったらいいんじゃないの。もう一回質問。

○委員（大森真智子） ミライシードの回答は先生たち見れるじゃないですか、子供たちがやって。それは、例えば何か常に先生たちが見ていく中で、ここの回答率はちょっと低いとか、先生たち定期的にされているんですよね。授業に生かすために、振り返りじゃないんですけども、ここの定着が弱かったんだなという振り返りをさせていただいた上でというのは、お忙しい先生たちばかりなので、あれなんですけれども。

○委員（佐藤キヨ） 前にこのテストというか、忠夫先生もいたときに、私と、教科書の単元が終わった後に必ず、新しいことが終わった後に、1時間のところの大抵問題があるんですよ。それで、それから、その単元が終わったところにも、その単元全部が教科書にある。それからテストもあるから、あんまりやる必要はないんじゃないかとか、それから、これと、そうしたら先生はたしか、これはその単元が終わって、少したってから、忘れたかどうか、もう一回思い出して、より定着を図る。そういう意味でやるとおっしゃったような気がするんですよね、私の記憶違うかもしれませんが。

だから、ちょっとぐらいできなくても、要するに、1年というか、何回も繰り返して身につく部分と、例えば、私思うんですけれども、時計の何時何分とかというのは実生活の中で何回もやるわけですよね。2年生になって分からない子はまずいない、普通のクラスにいる子は。そうすると、1年生で何時何分が分からないからって、私はあんまりぎりぎりやる必要はないと思うんですよ、そういうのは。

だから、これに関してはあんまり心配しないで。だって、「引っ越し」だって、「原っぱ」だって、「ロケット」だって、できるようになるじゃない。

○委員（大森真智子） なると思うんですけれども、その問題が理解できていないのであれば、小さい「っ」はどちらに入りますかという、その問題が理解できていないというのであれば、ちょっとまた、国語は国語なんですけれども、何でも通じるんですけれども、読解力は算数だったり、理科だったり、社会だったり、今後も続いていくので、その理解力を伸ばしていく。もしそういうふう子供たちがちょっと問題をはき違えているのであれば、読解力というのをつけていくのは大事なのかなというような感じで。

○教育長（大友義孝） 常に言葉を発していても、何聞かれているのか分からなければ回答は、答えようがないんだよね。「原っぱ」も「ロケット」も分かるよと。分かるんだけど何聞いているんだろうということですよ。そこもしっかりと見ていかないとということですよ。

○委員（佐藤キヨ） あと、ちょっと違うんですけれども、例えば、忠夫先生がよく言った、今新任の先生が辞めていく。それから、昔だったら職員室でみんなで集まって、授業のこととか

学級のこととか話す時間が今の学校には本当はないと言ったんですけれども、ある学校では、テーブルにお菓子とコーヒーかなんか置いておいて、集まれるような場所をつくって、やっていると、やっぱり情報交換じゃないけれども、できて、先生も余裕が出る。

だから、例えば授業とか先生とかに聞くじゃないですか、子供の楽しいこと。だから、先生も楽しくないと、なんですけれども、それか、例えば意識して、1週間に10分でも学年、部とか、学年3クラスあれば先生が集まって、コーヒー飲みながら授業とかクラスのことを話し合うような、そういうのを校長先生とかが必ず10分どこに入れるとか、今までやっていないことで簡単にできる、そういうようなのを行う。例えば新任の先生のために教科指導員をお金を出して雇っていてというのはもう何年も前からやっているわけでしょう。でも、やっぱり目に見えた効果は、はっきりと分からないわけですよ。

だから、今までと違う、そういうような本当に簡単なやり方で集まるような時間をどっかに必ず入れるとか、校長先生とかの裁量でそのくらいはできると思うんですよ。それで、もうちょっとコミュニケーションが取れるように。それから、お二人が学校に行って、学校周りしたときに、コミュニケーションがどうのというのもあったでしょう。そういうのも、やっぱり小さいグループというか、学年、部とか、学年担任とか、それから特別支援の先生達がどこかに入るわけですよ。そうすると、4人とか3人で本当にクラスの子どもと話ができる。今日は2年1組の学年主任のクラスで何時から10分話合いますとか、集まりますとか、そういう時間どこかで取るとかなんか工夫すると、また違う、本当に簡単で労なくしてできるんじゃないかなと思います。

簡単な、何かそういう方法考えられたらと思いました。

○教育長（大友義孝） 早速、来月になりますと、会議の場で話すことよりも、個々の校長先生たちと面談やってきているので、その中で、校長先生方に個別にできないかという話はしていきたいと思いますので。校長会議みたいに一同で話すと、なかなか入ってこないところもあるので、個別にやると、もしかしたら理解していただけるかもしれませんので、伝えていきたいと思いますので。ありがとうございます。

では、4番目の「よむYOMUワークシート」は後ほど、もう一回、最後にといいですか、お話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私、いつも思うんですけれども、日本のアンケートはイエスかノーかでなくて、その中間入るんだよね。大体当てはまるとか、あまり当てはまらないとか、どっちだよって。都合のいいように解釈をする。それが全くやってみたら真逆だったり、何でこういうアンケートの設問、

分析が日本は多いのかなと、いつも思うんですけども、仕方がないのかなと思います。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） 比較をするときに、選択肢がそろっていないと比較ができなくなってしまうんですね。

○教育長（大友義孝） なるほどね。日本は、でも、そうだよ、いつも。分かりました。いつか整ってこれればいいな。

どうもすみません、いろいろとありがとうございました。

じゃあ、1時間たったので、ちょっとここで5分ぐらい休憩入れますか。

じゃあ、再開は2時40分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時40分

○教育長（大友義孝） では、休憩を閉じます。再開いたします。

日程 第 7 報告第38号 令和5年度全国学力・学習状況調査結果について

○教育長（大友義孝） 日程第7、報告第38号 令和5年度全国学力・学習状況調査結果についてを議題といたします。

では、先生のほうから報告をお願いいたします。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） それでは、報告第38号についてご説明いたします。

令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果についての説明資料です。

先月の定例会で、まず結果ということで、数字の部分につきましては、資料としてお渡しをしておりました。今回は、それに町全体としての分析というものを載せているものになります。大きく、四角1番の教科に関する調査の部分と、四角2番の質問紙調査に分けて載せております。

まず、教科に関する調査ですが、(1)番に平均正答率、載せております。

(2)番、概要についてなんですけど、昨年度までは課題の部分しか載せていなかったもので、

せっかくなので、比較的よくできている部分についても今年度からは掲載をしております。おおよそ正答率70%以上のものの中で主だったところについて、比較的できている点として載せておきました。反対に、課題のある点につきましては、正答率が30%以下のところでの設問の中で主な部分というところで載せております。小学校、中学校ともに各教科このようところが課題のある点というふうなところでのご紹介です。

続いて、四角2番の質問紙調査なんですけど、こちらについては昨年度までと設問の内容がちよっと変わってしまったところがございます、それで、この質問紙調査については、全部で質問の数が本当に50、60とあるものですから、その中の一部分をピックアップするというところで、去年までも、その中で8つほどの設問だったんですが、ただ、なぜそれを選んだかという根拠については、特にこれというのはなかったそうなんです。

それで、今回私のほうで考えましたのは、学校と、あとはご家庭の生活のほうにも関わりのあるようなところをピックアップしまして、特にその中で、「当てはまらない」「どちらかといえば当てはまらない」という消極的な回答をした児童生徒が30%を超えた設問についてピックアップをして、お知らせをするというふうな形でいくと、どんな設問であれ、これから一定の形で紹介できるのかなと思ひまして、このような形で今回ご紹介をいたしました。

この表の中で斜線になっているところは、そこは30%行っていないというふうなところになります。小学校、中学校、それぞれこの設問について消極的な回答が30%以上見られたというふうなところになります。このあたり、ご家庭でも読んでいただいて、例えば家庭生活の中で多少何か働きかけをすることで改善も期待できるかなというふうにご考えております。

ということで、あと細かく各学校からの分析につきましては、10月の学校だより等でご紹介をいただくことになっておりまして、10月の中旬にこちらのほうにもご報告をしてもらうことになっておりますので、詳細についてはまた、それをいただいてからご紹介できればというふうに思っております。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

去年と大分活字も見やすくなってきているわけですが、何か皆さんから、これ読んでいただいて、できれば11月1日号、町の広報紙ありますよね、広報みさと、あそこに入れてやるために、10月の中旬頃までには検討を担当課のほうに上げるということになっているので、気づいた点があれば来週ぐらいまでに委員の皆さんからご意見を頂戴できれば。このほうがいいんじゃないのということがあれば、いただいて、修正かけていくということにしたいと思って

いたんです。

今日もしここで、見てきていただいて、お気づきの点があれば、ここで話ししてもらったとがまず一番最初なんですけれども、どうでしょうか、何かお気づきの点。佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） これ町の広報紙でみんなに知らせるといことは、各学校の改善に向けたというのは、保護者以外は分かっていないわけですよ。

○教育長（大友義孝） 学校からの学校だよりでね。

○委員（佐藤キヨ） そうしたら、この質問紙の調査のところ、町全体、美里教育委員会としては、こういうような方向で対策を取っていると、ちょっとでも入れたほうがいいんじゃないかなと。というのは、この問題点を書いてあったら、学校ではどういうふうにか何かやっているんだらうと思う人がいるかもしれないので。

○委員（大森真智子） 学校だよりは回らないでしたっけ、回覧みたいなので。

○教育長（大友義孝） 回るところばかりじゃないので。そして、毎回じゃなくて、年2回全戸に配るといところもあるんですね。全くやっていないところもあるしね。そういうことだから。「よろしいですか」の声あり）はい。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） 今おっしゃったように、学校の経過で出ている、ほぼ学校の保護者の方にしか通知されないと思うので。例えば、学校からは分析の結果については、例えば電子データで頂ければ、それをホームページに載せる、例えばこの中に学校ごとの細かいところについてはホームページにも載っているのをご覧くださいとかと一文載せれば。

○委員（佐藤キヨ） 何かちょっとここに入れるといいと思います。

○教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） はい。皆さんが見れるようになれるのかなといふふうには思います。そのことが考えられるかなと思います。

○教育長（大友義孝） 教育委員会でやれるのは、それだね。

○委員（佐藤キヨ） 何かちょっと入れたほうが、対策を取っているということが分かります。

○教育長（大友義孝） なるほど。何もやっていないと思われるのも嫌だね。やっているんだからね。ありがとうございます。それは入れたほうが安全かなと。

○委員（佐藤キヨ） 質問紙調査のところなんですけれども、ここ、さっきの話じゃないけれども、「新聞を読んでいますか」とい設問の中で、小学校だと90.7%、読んでいる子が90.7%……（「違う」の声あり）。

○教育長（大友義孝） 逆だよ。

○委員（佐藤キヨ） 新聞、取っていないんですよ、今。

- 教育長（大友義孝） それで、この質問のほう、30%を超えた設問と、こういうのを、何か誤解、これも読解力だという。
- 委員（大森真智子） でも、私も最初そう思いました。
- 教育長（大友義孝） 逆なんだよなというのが。
- 委員（大森真智子） この「当てはまらない」「どちらかといえば当てはまらない」を、ちょっと黒字の太いのにして強調してからだと見やすかったりするか、何か設問内容というものの横に括弧して、この一番最後の文章を、「「当てはまらない」「どちらかといえば当てはまらない」を選択した児童が30%を超えた設問」と入れると分かりやすい。
- 教育長（大友義孝） 確かにね。まるっきり逆もあるんだよね、逆。
- 委員（佐藤キヨ） 多いような、ちょっと。
- 委員（大森真智子） 逆を入れるということですよ。ね。「当てはまる」のほうですね。
- 教育長（大友義孝） 「当てはまる」にして。
- 委員（大森真智子） が、多かった。
- 教育長（大友義孝） 「新聞を読んでいますか」「当てはまる」と書いた人が、これで見ると9.3%ということになる。
- 委員（大森真智子） そうですね。
- 教育長（大友義孝） 逆だと。
- 委員（大森真智子） どっちかだと見やすいですね。
- 教育長（大友義孝） ちょっと見た人が誤解をしないような書き方がいいかなと思いましたね。書面だけから見ていて、中身から、下見たりすると、いいんじゃない。ちょっとこのところ、また検討させていただきたいと思いますので。
- 教育総務課学校教育支援室長（大久保賢二） 分かりました。ありがとうございます。
- 教育長（大友義孝） よろしくお願ひします。あとは、さっき佐藤委員から言われた部分、ちょっと検討して。では、担当者で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。
- では、次に移ってよろしいですか。移っていいんですよ。では、次に行きます。

○教育長（大友義孝） 日程第8、報告第39号 美里町教育委員会個人情報保護事務取扱要綱についてを報告させていただきますので、これを議題とします。

では、青山係長からお願いいたします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では私より、報告第39号 美里町教育委員会個人情報保護事務取扱要綱について、報告のご説明させていただきます。

まず、始めさせていただくに当たりまして、大変恐縮なんですけど、本日この報告第39号の1ページ目を差し替えという形で机上のほう置かせていただきました。今日、内容変わらないですけども、こちらについては既に施行済みのものでございましたので、表一番上のところに、もと、案と書いてあったんですけど、正しくはこれ写しというものが正規のものでございます。そちらのほうで差し替えという形で、今回、机上配付させていただいているので、その点だけご承知のほういただくと幸いです。

私のほうでこちら説明等させていただきます。恐縮ながら、着座にて失礼いたします。

まず、こちらの要綱の取扱いにつきましては、本年4月1日より、大本であります国の個人情報保護法の改正に伴う、美里町独自のほうの条例改正等があったところから、こちらの要綱を制定するに至ったものでございます。

従前、個人情報のほうに当たりましては、美里町のほうで個人情報保護条例というものを別途制定し、それに係るひもづきで、施行規則であり、事務取扱いというところを制定していた経緯でございました。

今回、この個人情報保護法、こちら改正に伴いまして、市町村の条例の取扱いも変わりました、個人情報保護法の影響というか、個人情報保護法をそのまま直接、市町村条例で施行条例という形で制定する取扱いに今回変わったところでございます。

こちらに伴いまして、実は美里町のほうでも本年4月1日から個人情報保護条例、従前のところはこちら廃止となっております、個人情報保護法施行条例という形で大きく変更した点がございます。

今回、こちらの改正に伴いまして、従来、ちょっと細分化されておりました、こちらの事務取扱要綱におきましても、従前の個人情報保護条例施行規則、あと個人情報の保護事務取扱要綱、個人情報目的外利用等取扱要綱と、非常に細分化されたものを全部一本化、まとめるという形で、全て町当局のほうで整理をさせていただいた経緯がございます。

なお、そちらの新たな事務取扱要綱については、お配りした資料、15ページからのものでございます。

今回、こちらの取扱要綱を専決した件につきましては、現状この4月からの取扱いに応じまして、こちら教育委員会のみならず、町の行政委員会である農業委員会とか、そういったところにおきまして、この個人情報の取扱いについては、一つ一つの部局に応じた取扱いとするというところで、町全体の整理がなされている状況でございました。

美里町、本局のほうにつきましては、15ページからにおきます個人情報保護事務取扱要綱、こちら第1章から第7章に関わる規定で新たに設けたところでもございました。こちらは従前、先ほど冒頭申し上げました、従来の細分化された取扱要綱を全て一本化したものとして、新たに取扱ったというものに規定の整備されておりますので、美里町の教育委員会におきましては、こちらの15ページ以下、取扱いに関わります町当局の取扱要綱に基本的には準じるというところで、新たな取扱要綱というのを今回、規定、取扱ったものでございました。

こちらのほう、規定のほうにも記載ございますが、8月31日付及び9月1日付施行という形で、こちら教育長の専決事項という形で今回規定を定めたというものでございましたので、今回につきましては、こちらを取り扱ったものとして、教育委員会のほうに報告のほう新たに差し上げたというところでございました。

こちらの1ページ目のところをご覧くださいますと、第1条におきましては、基本的には趣旨のほう記載をさせていただきつつ、第3条の補足のところでは、基本的には町長が取り扱う個人情報保護の例によるというところとしておりますので、特段、教育委員会で町当局のほうとの整合性を外れるようなことは基本的にせず、美里町の行政委員会及び当局を全て一括して、同じ取扱いで個人情報を取り扱うというところを整理したものとして、今回は扱ったものとしておりますので、そのようにご理解いただけると幸いです。

報告については以上でございます。

○教育長（大友義孝） なかなか難しい、いっぱい法律とか何か絡んでいるんだけど、改正があって、それに合わせる形で整理して、教育委員会でやるべきものについての要綱を整理、制定したということですね。（「はい」の声あり）その報告になりますので、ご理解いただければと思います。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

日程 第 9 報告第 40 号 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

○教育長（大友義孝） では続けて、日程第 9、報告第 40 号 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

では、まず報告をお願いいたします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、報告第 40 号 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、報告のご説明のほうさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、本訓令の規程の改正におきましては、本年 4 月 1 日より美里町教育委員会組織規則、こちらを大きく改正した経緯がございまして、こちら規則の改正に伴い、新たな役職というところが従前から変更になった点がありました。そういったところを踏まえまして、現状の事務決裁規程をもう一度、この点改めたところがございますので、そのようなご理解でお聞きいただくと幸いです。

資料におきましては、下にページのほう振らせていただいております。

1 ページ目から 4 ページ目におきましては、本訓令における改正文となっており、5 ページ以降については新旧対照表という形となっております。

まず、ご説明に当たりましては、こちら 5 ページ以降の新旧対照表にて説明のほうさせていただきます。

こちらご覧いただきますと、左側が現行で、右側には一応改正文ということで入れさせていただいたところがございます。

まず、こちら大きな変更点というところで申し上げますと、従前こちら、ちょうど第 5 条、新しいのは第 6 条となっておりますが、美里町教育委員会の組織規則の中で、教育次長という役職が以前ございました。そちらが 4 月 1 日以降の規則の改正に伴いまして、事務局長というところで役職を改正したという経緯がございましたので、こちら従前の代決規定におきましては、全て教育次長という役職にて規定がなされていたという経緯ございましたので、こちらを教育次長から事務局長という新たな役職において、こちら改正のほうしておるところでございます。

もう一点ございまして、もう一点におきましては、第 2 条、こちらの第 3 号の「課長等」というところ、こちらにおける改正がございました。従前、この「課長等」というところの考え方につきましては、課の長より教育委員会に属する施設の長、ここだけを規定していたものでございました。ただ、現状の組織を見ますと、学校教育環境整備室で、本年から始まった

学校教育支援室という2つの室が現状ある状況でございます。本来この2つの室におきましては、ある種特定の特命事項におきまして執務を行っていただいているという役割がございます。現状は、整備室におきましては、佐藤事務局長が一応兼務という形で着任されています。支援室につきましては室長がいただいております。2人につきましては、もちろん役職については現状、管理職である役職がお二方ついているという状況でございます。

そうなりますと、今後の課室の考え方を踏まえた際に、現状、室長というところにつきましては、ほぼ課長等、つまり課長にほぼほぼ準じるような管理職として位置づけるのが教育委員会の在り方として適するのではないかとこのころがございましたので、こちらの「課長等」の定義のところ、従前「課の長」という課長に限定しているところにつきましては、教育委員会組織規則と同様に、「課（室）の長」という形で今回改正のほう加えさせていただいたところでした。

こちらに準じまして、第5条におきましては、課の参事の役職の、いわゆる規定というものを入れさせていただいたところがございますので、こちらについても結局、課長の専決事項において指定する事務について専決することができるという新たな規定を第5条に入れさせていただいたところがございます。

もちろん、こちらに付随しまして、本来の上級決裁者の権限というのは、本来付与された状態で専決というものが行われるところがございますので、その点、もちろん教育委員会でも、あるようなものと同様でございますので、こちらの報告時に関する規定を今回新たに第8条として設けさせていただいたところにおきまして、必要な専決における重要な報告事項については必ず報告するというところの規定を新たに第8条という形で今回は設けさせていただいた経緯でございます。

最後でございますが、それ以降、6ページ以降に別表という形、入れさせていただいております。こちらにおきましては、基本的には大きな改正というところには今回至っておりませんが、従前の専決事項のうち、正直、現状としては専決に至らない、本当に軽微な事項等については、新たに専決する必要性がないものというものが数件ございましたので、そちらについては廃止または上級決裁者から1つ下げたの決裁者という形で、別表の第4条関係については今回、同様の整理をさせていただいたところがございます。

以上のところが今回の改正における概要でございました。

先ほどの39号同様に、今回、専決におきまして、8月31日付、9月1日付施行という形で今回定めておいたものがございますので、教育委員会への報告ということでさせていただ

たものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） そのとおりだということになっております。ただ、これで今現在動いているということで、今説明されたとおりなんです、もうこれで動いておりますということで、課の室で今動いていますからね、それも整理をしたということになるわけでございますので。何か委員の皆さんから。ないですね。じゃあ、進めさせていただきます。

以上で終了とさせていただきます。

では、ちょっとお諮りをさせていただきます。日程第10の報告第41号と日程第11の報告第42号については、内容的に秘密会に値するのではないかとことを思っております。委員の皆様方、よろしければ、この2か件について秘密会にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、秘密会に切り替えて進行してまいります。

【秘密会】

協議事項

日程 第12 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

○教育長（大友義孝） では続けて、協議事項に行きますか。日程第12、美里町心身障害児就学指導審議会への諮問についてを協議いただきます。

では、平野さん、お願いします。

○教育総務課主事（平野 碧） 特別支援教育を担当しております平野と申し上げます。私のほうから、日程第12、美里町心身障害児就学指導審議会への諮問についてをご説明させていただきます。

本件につきましては、該当のお子様方の就学先についてご判断をいただく際、就学指導審議会へ諮問してよろしいかどうかご協議いただくものでございます。

資料の確認及び説明をさせていただきます。

まず、告知の際に、お手元にごさいますお子様の情報のほうを配付させていただきました。対象となるお子様は全体で58名となっております。

内訳についてご説明いたします。まず、特別支援学校へ入学を希望されるお子様が2名、小学校や中学校へ入学する際に特別支援学級への入級を希望されるお子様が15名、現在、特別支援学級に在籍しており、学年が上がる際に通常学級に転籍を希望されているお子様が2名、現在、通常学級に在籍しており、学年が上がる際に特別支援学級に転籍を希望されているお子様が2名、今年度に引き続き、来年度も特別支援学級へ在籍を希望されるお子様が37名となっております。

いずれのお子様につきましても、各学校と保護者の間で教育相談を行い、就学に関わる話合いが行われることについてご承諾をいただいております。

個票の最後に、対象となるお子様の一覧がございます。こちらについて、お子様の氏名に一部誤りがございました。本日、机上に差し替えの資料を配付させていただいておりますので、ご確認のほうよろしく願いいたします。

あわせて、諮問案についても告示の際に送付をさせていただいております。こちらについても訂正がございます。告示の際には、昨年度の会長がご退職されたことに伴い、会長職が空席となっておりますので、副会長名で文書を送付させていただいております。正しくは会長宛ての文書となっております。そちらも併せて、訂正した諮問案を机上のほうに置かせていただいております。ご確認をお願いいたします。

最後になりますが、今回配付させていただきました資料のうち、お子様のご氏名が書かれております一覧表及び個票の冊子については回収をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まず、1点なんですけれども、一番最後の特別支援学級に引き続き入級を希望する者37名で載っているんですけども、この資料の後ろのトータル表を見ると38名になっているのね。だから、ちょっとそれ、どっち、37が正しいのかな、もしかしたら。名前が載っているほうが正しいんだよね、多分ね。

○教育総務課主事（平野 碧） はい。名前の記載がある37名のほうが正しくなっております。

○教育長（大友義孝） ということになりますので、足すと27、19、21で58名だね。

○教育総務課主事（平野 碧） はい。

○教育長（大友義孝） じゃあ、やっぱり表紙をぱっとめくって、7番の38名というところが37名になりますね。一覧表、個人名がいるやつの部分は37名ということでいいのかなと思います。

それで、これを就学指導審議会のほうに、いかがですかということで諮問をかけていくことになりましたが、まず諮問するに当たって、委員会のほうでの承認をいただいて、諮問ということになりますので、まずは委員の皆様方からご了解をいただきたいということでございます。

見ていただいたと思いますが、何かお気づきの点があれば申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もしよければ、このまま審議会のほうに答申をさせていただきまして、出したからといって、答申、このとおりになるかどうかは、その状況いかん、見立てとか、それぞれ審議会のほうでは担当の先生が来て説明をしますので、それを審議員の皆さんが決めてもらうということになります。最終的には、これ答申をいただいて、教育委員会で最終決定ということになりますので、いずれ来月、再来月には結果が戻ってくるということになりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

じゃあ、これはこのとおりに諮問するというところでよろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、厚い資料のほうを帰りに回収させていただきますので、机の上に置いていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

では、次に行きます。

日程 第13 美里町における今後の部活動の在り方について

○教育長（大友義孝） 日程第13、美里町における今後の部活動の在り方について、協議をいただきたいと思います。

では、これは森係長のほうから説明ですか。よろしくお願いいたします。

○教育総務課学校教育支援室学校教育支援係長（森 陽祐） 学校教育支援室の森と申します。私から、美里町における今後の部活動の在り方についてご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

大きく2点ございまして、資料は1ページ、美里町における今後の部活動の在り方についてというのがまず第1点、ここで新中学校における部活動の方向性についてご説明をいたします。

大きな2点目は、9ページからになります。美里町における部活動地域移行の進め方についてということで、地域移行の具体的な進め方についてご説明をさせていただきます。

では、1ページ目に戻ってください。

新中学校における部活動については、その種目や内容について、開校準備委員会を中心に検討しているところではあるんですけども、並行して地域移行も進めるということで、教育委員会として部活動の種類や活動内容について、基本的な方向性を示す必要性があると考えております。

まず、1点目が部活動の種類についてでございます。新中学校施設基本計画では、現在それぞれの中学校で実施している部活動を行えるようにするという、そして生徒の要望を考慮して部活動の選択の幅を増やすと、こういうことが明記されております。

したがいまして、今の部活動はそのまま残すということで、新たに追加するかどうかということですね、この点につきまして、開校準備委員会で、開校時に在籍する児童にアンケートを実施したところ、「既存の部活動に参加したい」というのが73.8%、「入りたい部活があれば参加したい」が18.6%、「部活動に参加したくない」というのが7.6%という結果でございました。

このうち、「入りたい部活動があれば参加したい」と回答した内容について、複数の希望があったもの、運動部活動が4種目、文化部が4種目ございまして、この中から、今の中学校の意見を聞いて、追加するのがいいのではないかと、こういうことで調査をいたしました。

その調査の結果が3ページからになります。

まず、この前提となったアンケート調査ですが、令和4年の10月に小学校4年生から6年生、7年度の中1から3年生になる子に入部希望を取ったものでございます。

結果につきましては、下の表にまとめております。種目と入部希望ですね、ありまして、結果といたしましては、3中学校ともバドミントン部と陸上競技部を新設したほうがよいと、こういう回答でございました。

その理由につきましては、4ページ目から、各学校からの調査表を添付しておりまして、そちらに記載がございます。バドミントン部と陸上競技部につきましては、プラスの理由として、やはり人数が一定程度要るということ、それから個人競技であって入りやすいのではないかと、既存の部活が団体競技が多いので、バランスがよいのではないかと、こういったよ

うな意見がありました。

弓道については、やはり設備の上の懸念があるというコメントがありました。

ダンス部につきましては、大会の発表の場がないというような意見が多くありました。

文化部のeスポーツ、料理、マンガ・イラスト、コンピューター・プログラミング部、この4つにつきましては、どの学校も、やはり部活動としてはなじまないのではないかと、こういう意見が出ておりました。

1ページ目にお戻りください。

学校の意見の調査結果を踏まえまして、事務局としては、既存の部活動に加えて、バドミントン部と陸上競技部を新設するという方向で進めるのがいいのではないかとこのように考えております。

実際に部活動を実施するに当たっては、顧問をどう配置するか、それから活動場所をどうするかという調整も必要になりますが、この2種目を追加するという前提で開校準備委員会の意見を聞きつつ調整していくのがいいのではないかとこのように考えております。

続きまして、2の新中学校の部活動についてです。現在、働き方改革の一環として、休日の部活動の地域移行、そして平日の部活動の地域移行も進めていくという考えが国、県から示されております。これを受けまして、中学校としては、部活動はもう地域に移行して、学校ではやらないと、こういうような選択肢も取れると、こういう状況なわけございまして、この辺について、教育委員会としての方向性を示す必要がございます。

2ページ目をお開きください。

部活動は教育活動の一環として行われておりまして、異なる年齢の生徒との交流や、生徒同士や先生との人間関係の構築だったり、やはり学校生活の中でも重要なものであるというふうに考えております。

したがって、やはりこれを完全に学校から切り離すということではなくて、これまでどおり部活動として実施していくのが妥当であるというふうに考えます。

しかしながら、教員に対して過度な負担にならないような配慮も必要であると考えております。特に、休日の部活動につきましては、現在進められている地域への移行を行うのがよいのではないかとこのように考えます。地域に移行できなかった場合については、休日には部活動は行わず、生徒も自由に過ごすこととする、こういうような方法がよいのではないかとこのように考えます。

学校といたしましては、まず学校の部活動でやるというのは平日だけにするというので、

休日はやらない。そして、休日については地域クラブ活動でやっていただくというような方向で考えております。

続きまして、9ページ目をお開きください。

部活動の地域移行の具体的な進め方について、事務的な部分もありますが、改めてご説明をさせていただきます。これまでも何度か教育委員会でご説明をさせていただいておりますが、令和4年12月に国からガイドラインが出ておりまして、また令和5年の3月に県からもガイドラインが示されております。これに基づきまして、美里町と教育委員会としてどのように地域移行を進めていくのかと、こういうことで、進め方についてご説明をいたします。

まず、2の地域移行のスケジュールについてということなんですけれども、まず国につきましては、具体的なスケジュールは示されておられません。達成時期を一律に定めずに、早期な実現を目指す、こういう内容でございました。

宮城県のほうでは、令和5年度を移行検討期間として、協議会組織を設置して検討したり、一部先行して実施すると。そして、令和6年度を改革推進期間として、準備が整った市町村から移行していくと、こういう考えが示されています。

これを受けまして、美里町としてはなんですが、やはり令和7年度に開校する新中学校のときから、令和7年度から休日の部活動を地域移行するのがよいのではないかというふうに考えております。

令和5年度は協議会を設置したり、基本的な方針を策定したり、そして令和6年度は保護者の説明会だったり、活動の受皿を調整したりと、こういうような方向で進めていきたいと考えております。

3の取組の実施主体についてということで、ここでは地域移行を役場組織の中のどこの部署がやるのかと、こういう点についての整理です。地域クラブ活動につきましては、「学校と地域との連携・協働により生徒のスポーツ・文化芸術活動の場」として新たに整備されるものであり、学校の教育課程外の活動というふうに明記されております。基本的には、社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法での「スポーツ」、文化芸術基本法上の「文化芸術」として位置づけられております。

ここで、本町におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務と文化に関する事務は町長部局で執行することとされております。これらについては、まちづくり推進課が担当ということになります。したがって、地域クラブ活動はまちづくり推進課のほうで進めていただくと、こういうことになります。

一方で、引き続きあります平日の学校部活動の件、こちらについては教育委員会が所管するということで、2本立てで分かれて、並行して担当するというようなこととなります。

この構造につきましては、宮城県も同様の構造になっておりまして、スポーツに関しては知事部局の企画部スポーツ振興課というところが担当しております。県が示すガイドラインも、知事部局と教育委員会部局が連名で出しているガイドラインになっておりますので、教育委員会としても、まちづくり推進課と連携しながら進めていくと、こういうこととなります。この点については、まちづくり推進課と情報共有をしておりますので、共通認識を持って取り組んでいるところでございます。

次に、4の検討・策定すべき基本方針ということで、まずどのような基本方針、基本的な方向性を示す必要があるのか、そして、それほどこの機関が中心となって策定するものかというものを整理したものでございます。

まず、1点目の新中学校の部活動の決定ということで、地域移行の前提としてどのような部活動を実施するのか、これについて決める必要があるということで、これについては先ほどお話ししたとおりの方向で進めるというところでございます。

次に、2の学校部活動の方針ということで、ガイドラインによれば、学校の設置者として、学校部活動の方針というものを策定する必要があります。本町においては、平成31年の2月に美里町立中学校の部活動の方針というもので策定しておりますが、今般ガイドラインの改正に伴い内容を見直す必要があると、こういう状況になっております。

主な内容については、記載のとおりでございます。

(3)の新たな地域クラブ活動の方針ということで、こちらについては、地域クラブ活動は学校部活動とは別物ですので、別途方針を定める必要があるというものでございます。町長部局のまちづくり推進課が中心となって策定いただくこととなります。ただ、こちらの学校部活動と地域クラブ活動の方針、相互に連動するものでございますので、一体的に協議を進めながら定めていく必要があると、こういうものでございます。

次に、11ページ目をお開きください。

具体的な取組として想定している内容でございます。

まず1点目、協議会組織の設置ということで、国、県のガイドラインによれば、関係者による協議会組織を市町村で設置をして、地域移行について検討してくださいと、こういうこととされております。地域移行についての検討でございますので、まちづくり推進課の町長部局の組織として設置いただくと、こういうことで考えております。この協議会では、先ほどご説明

いたしました学校部活動の方針と地域クラブ活動の方針を一体的に検討していただくということ、それから地域移行の課題の整理だったり、関係機関の連絡調整などを行っていただく。そういうことを考えております。

(2)の実態及びニーズの把握ということで、検討する前提として、今の状況を詳細に把握する必要がございます。部活動の状況、生徒、保護者のニーズ、受皿となり得る団体や指導者の情報など、これらについて、まちづくり推進課と役割分担をしながら連携して取り組んでまいります。

(3)の関係団体との連携について、関係する体育協会、それからスポ少、それから文化芸術、吹奏楽団体など想定されますが、こちらとの連携についても進める必要があります。主にまちづくり推進課のほうでやっていただくのがよいのではないかと考えております。

それから、(4)(5)です。当然ながら学校との調整、それから生徒、保護者への説明、こういうのも今後必要になってくるというふうに考えております。

(6)番での実施体制の検討ということで、こちらが地域移行された部活動の受皿として、どのような体制でやっていくのかと、こういうことの検討でございます。県のガイドラインには、実施体制の例が示されております。①は、市町村が直営でやるというもの。それから、②が地域クラブに運営していただく。こちらについては様々な可能性が考えられます。既存のスポーツ少年団にやっていただくことなど考えられます。先行する自治体では、なかなかそういった団体がないということで、保護者と生徒を中心とした団体、新たにスポ少をつくっていただいて、そちらにやっていただく、こういうような取組も行われているところもございます。このあたりについて、協議会のほうでしっかり検討して進めていくと、こういうことになると思います。

最後に、(7)の財政措置の必要性についても、町としてどのような財政的な措置ができるのかということも併せて検討してまいります。

最後に、部活動の地域移行については、初めて何もないところからやりたいということで、ほかの自治体でもなかなか進んでいないという状況があります。今後、説明会や情報交換会など予定されておりますので、その中でちょっと情報収集しながら、しっかりと7年度の開校に向けて準備を進めていきたいというふうに考えています。

私からの説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまの、質問いただいて、今回初めてこういったもの、資料はこれまでも出ていたと思

うんですけれども、まとめてつくっていただいたということがあって、よその地方公共団体と違って、美里町の場合は町長部局とどうしても連携していく必要があったということが、ワンクッション多いことに今なっているんだというのですね。ただ、連携を密に取ってやっていくということになりますので。ただ、教育委員会では、その方向性を持っていかなきゃないんだけれども、まず第一に地域移行できるかできないかというのがすごく、相手があることもあって、その説明とか、そういったところからスタートをしていく必要性があるんだろうなとは思っています。

ただ、今委員の皆さんが感じているものがあれば、ここで話をいただいて、進んでいきたいなと思うんですけれども、何か今現在考えられることで結構ですので、どうですか、大森委員さん、何か今考えられる。

○委員（大森真智子） そうですね。何かやっぱりまだちょっと、はっきりしているようではっきりしていないのか、ぼやっとしている部分があって、美里町での課題というのがもうちょっとクリアに分かってくると、何かまた動きようもあるんだろうけれども、まだそこまでも何か考えもつかないのかなというところですかね。

○教育長（大友義孝） 留守委員、何かあれば。

○委員（留守広行） やはりこれは新中学校のほうで部活の種目が定まらない限り進まないと思うんです。定まれば、後ろにあります市町村の運営型とか地域クラブ運営型、あと合同で、その環境の確保。どれが我が町では可能なのかというふうになると思うんです。種目を決めない限りは、やはり地域移行のほうに入っていけないんじゃないかなと今思っておりますが。

○教育長（大友義孝） 種目を決めても、それはできないというケースもあり得るということですね、今後ね。

○委員（留守広行） あり得るね。町では、見渡しても受け入れる方、団体がないのであれば、大きく、大崎管内とか視野に出ていくか、それはちょっとあれだから、平日のみですよというふうになるのか。親御さんのほうでそういうふうな団体つくっていただいて、休日は保護者さんというふうになっていくのかなと思います。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員、どうですか。

○委員（佐藤キヨ） 中学校を見ていると、やっぱり普通の時間は、放課後は、例えばテニスとかは先生が無理のない範囲で教えられるかもしれないけど、放課後じゃなくて、土日大変なんですよ。それで、例えば地域でテニスとかやっている人もいますでしょう。そこら辺が、例えば平日は先生が教えて、できるスポーツは、土日は地域の人が教えるとか、それから報酬は、

場所によっては、そういうのに報酬を親から集めて、払っている。新聞にも出ていたことあったけれども、いろんなこと考えられて、土日、学校やっている時間の運動しかできない子とか、あとそれから土日とか、あるいは試合とか、いろいろな面が考えられるから難しいですね、本当にどういうふうになるのかと。そこら辺の財政の負担とかも出てくるし。

ただ、まず絞るのが一番最初なのかと。それで、絞って、あと土日どのように、もしやってくれるところはあるのかとか、そこら辺からと、分からないですけども、思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。先ほど森係長から説明をいただいた中で、方針というものを教育委員会で定めていかなきゃいけないのは、学校部活動としての方針を定めていく。町のほうとして定めていく部分については、新たなものですよね。これというのは、ちょっと基本的に考え方を整理していくと、中学校の子供たち、生徒を指導するためにつくる方針なのか、それとも美里町のスポーツ、文化に関わる全体の方針なのか。そこをしっかりと定めながらというふうに思うんですね。

学校のほうについては、当然教育委員会で、こうだあだと、ちゃんとやっていかなきゃないとは当然なるんだけど、何か生徒に教えるためだけにつくる方針を、分かっていないわけではないんだけど、何かややこしいなという感じがしてですね。

県のほうでは、さっき説明があったように、スポーツのほうについては知事部局に話していますと。文化のほうは元の教育委員会。うちのほうもまた違うということですね。その辺をちゃんと決めていかなきゃいけないけれども、令和7年4月に中学校が開校するのだから、そこまではちゃんとしていかななくては駄目ですよという、後ろが決まっているような感じだなと思いますのでね。

そのためには、留守委員がおっしゃるように、ちゃんと種目を決めたら、やらなきゃいけないでしょうという、もっともな話ですね。むしろ、さっきアンケートを取って、子供たちのアンケートとか先生のアンケートがいろいろ聞いてみて、今ある部活動から、それで2種目を増やすということの今案が出ているから、それに従っていく方向性を持っていいですね、これについては。やりたいという子供、生徒が多くて、それに顧問からいろんなものがちゃんとできるのであれば、できる。顧問もいなかったらできないんだものね。じゃ、顧問がいなくても、地域移行後、団体がやれますと言うんなら、また別だよ。そういうところも連携してやっていかなきゃねということですよ、その説明ですよ。（「はい」の声あり）難しいですけども、早くやれるものはやっていかなきゃないと思うんですけども、委員の皆様方には今言ったような流れ、令和7年4月の開校は待たなしでやりますと。それと、2つの仕事を町で何

とかやっていく方向で行くんだと。その上には、これからいろんな、保護者さんとか生徒への説明もしていかなきゃないし、協議会の設立なんかも併せてやっておかなきゃないから、その段取りを淡々とやっていって、少なくとも5年度中には説明会までしなきゃないということですよ。

○教育総務課学校教育支援室学校教育支援係長（森 陽祐） 5年度については、協議会の設置と関係団体の説明です。

○教育長（大友義孝） そこまでを目標にしているという意味だね。局長、何かありますか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 本当に難しいことで、前提になるものが決まっていない。例えば、中体連が今後どうなっていくんだ、どこが主体的に運営するんだとか、クラブチームをどのように、今からできてくるのかとか、あと学校でどこまでやるんだというところが非常に難しいなど。学校の今後についても、アンケートにもありますけれども、専門外の種目を持たせられたって、どうしていいかわからないとかですよ。なので、今やっている種目の指導できるような先生がまず入るのかということもありますし、受皿は当然あるのかという部分、いろんな問題がありまして、先ほど、スポーツがどうだというお話があったんですけども、社会教育とか生涯学習と学校がつながってれば、やはり地域でスポーツのつながりも、ずっときれいに繋がっているんであればいいんですけども、学校教育と社会教育がちょっと離れているような、繋がっていないようなふうにもちょっと私は思えまして、私の思考なんかもそうなんですけれども。

なので、やはり地域が支えるという、いろんな面で、文化、スポーツの面で地域が支えていくということ、これはコミュニティスクールとか、いろんな協働の作業とか、そういうのにつながっていくとは思いますが、やっぱり大きく言うと、そういう部分をちゃんと町全体で構築していかないと難しいのかなと。なかなかちょっと理想の部分に近づけるためには、大分いろんなことを試行錯誤しながら、変わりながら進んでいくのかなというふうにはちょっと感じています。

○教育長（大友義孝） 形が決まっていないからね、何か出来上がりの姿が、いろんなパターンがあるから、どっちに向かったらいいかなという部分が悩みどころだよ、まず第一にね。

○委員（大森真智子） 1点だけいいですか。

○教育長（大友義孝） はい。

○委員（大森真智子） すみません。年度変わりのというか、うちの娘は今、中学校1年生なので、中学校1年生の部活に入る前、小学校6年生ぐらいの段階で、地域の部活、スポーツクラ

ブで中体連に出ますか、もしくは学校の部活動で試合に出ますかというもののアンケートがあったような気がして。これに丸をつけると、そののあれが曖昧なんですけれども、1年だったのか、部活に入っている間はずっとなのか分からないんですけれども、丸つけたものでしか出られませんというようなアンケートがあったんです。どこから出ていたか、ちょっとあれなんですけれども、それは毎年させられるものなのか。まだ、ちょっと過去に1回だけなので、来年も3月か2月ぐらいになったら同じようにアンケートが来るものなのか。

何か進んでいく状況によっては、もしかしたら、今までは部活で出ていたけれども、今度、地域で出たいかもというようなことが出てきたりとかするのかなどうか。ちょっとどこから出ていたのかがあれなんですけれども、たしか誓約書まではいかないんですけれども、これに丸したら、とにかく部活でというので丸したら、1年間はここでしか出られませんので。

○教育長（大友義孝） 大会参加がどっちで出るかという。

○委員（大森真智子） そうです。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 学校ではないですかね。

○委員（大森真智子） 学校ですかね。じゃあ、不動堂地区でというか、不動堂中学校で出した……。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 基本的に、今年でクラブの参加が可能だと、あらゆるものですね。それは、ただ条件を満たしたものだということで、条件つきの中体連の大会参加が認められている状態だと思うんですね。そのときに、やはり種目によって、その在り方も、またこれちょっといろいろ細かく違いまして、そのときに恐らく重複しては登録できないというルールがあると思うんですね。

なので、それを例えば学校では分からなくて、学校で、例えばそれを確認されたとか、そういうことではないですかね。

○教育長（大友義孝） 今年度の中総体の部分については、クラブチームが登録されて参加したというのは、中身が出たわけではないですよ。実は、その調査されたというのは、中総体に認められた団体が出るとなったときに、学校で、こっち側で登録して、やっているのはこっちでいいんだけど、出るときは、こっちで出るというと、こっち側に出られないということだね。その調査なんだと思うな。

○委員（大森真智子） ですかね。何かとにかく学年で、6年生のときに全員が書かせられて、中学生の子たちにも聞いたら、今年からそういうアンケートが出たというので、今の2年生、

3年生ですかね。なので、1回確認された、また来年もあるのか。この一、二年で急に、スポーツクラブでというのができる、できないはちょっとあれだと思うので、多分私は、ここ何年かは部活動で参加とは必然的になっていくのかなとは思いますが。

○教育長（大友義孝） ほかのチームで参加オーケーにしているわけだから、条件満たせばね。ただ、クラブチームに参加しているお子さん方は、他の中学校の運動部には所属していないという傾向多いよね。文化部とかも。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 様々ではないですかね。

○教育長（大友義孝） 運動部もあるのかな。

○教育委員会事務局長兼教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） テニスで言えば、いろんなクラブに参加して、部活で大会出ているというケースがほとんどだと思います。まだクラブチームとして中体連に加盟できる条件が、今、教育委員会で進めている部活動の地域移行の対象団体という項目があるんですね。それは多分ほとんどないですね、今。ですので、そういうことを考えると、例えば美里でも小牛田中学校の女子はクラブに入っている生徒もいて、そこで土日やって、そして部活動で大会に出るといようなケースもあるので。ただ、そこが受皿になり得るところも、何か県内で私聞いたところ、出たといような話も聞いたんですね、そのクラブで出れるというところが何かちょっと聞いた気がしますが、そういうところでは多分クラブでやって、クラブで出るとい形になっているとは思いますがけれども。

○教育長（大友義孝） 分かりました。これはまだまだ整理をかけなきゃいけないところ、山になってあるようなところがあるので、今後逐一、皆さんとは協議していくことにしたいと思いますので、どうぞ、その都度その都度ご意見をいただければと思います。

こちらでは、あと町長部局側とか、協会なんかもあるので、それぞれに今話を詰めていく段取りをしていますので、よろしく願いいたします。

今日はこのぐらいでよろしいですか。ありがとうございました。

では、次に移ります。休憩しないでいいですか。続けますか。（「はい」の声あり）

日程 第14 美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） 日程第14、美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、

まず協議をするために説明をお願いいたします。青山係長、お願いします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では私より、美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明のほうさせていただきます。

まず、資料におきましては、告示の日に紙面配付させていただいております。

1 ページ目に、例規案という形で、案、こちらをお示ししております。

2 ページ目以降、3 ページまで新旧対照表ということで、こちら対照案という形でお示しさせていただきます。これについてご説明させていただきます。大変恐縮ながら着座にて失礼いたします。

まず、説明に当たりまして、2 ページ目から3 ページ目に当たります新旧対照表を使用しましてご説明させていただきます。

こちら、処務規則の改正につきましては、先に報告で差し上げております事務決裁規程、こちらの改正以降、今年4月1日の規則の改正に伴う役職の変更及び現行の組織に当たります決裁者、こちらを整理したところに基づいて、関連例規のほうを改正しているというのが現行でございます。

本規則の改正におきましての、そちら影響を受けたものにおいて、今回改正を想定しているというものでご理解くださいませ。

じゃあ、改正事項のほう説明させていただきます。

まず、新旧対照表、第6条専決事項に係るところでございます。こちら、第6条に規定しております教育機関の長、こちらにおきましては「課長等」という形で今回入れさせていただいております。こちら、「課長等」の定義につきましては、先ほどさせていただいております事務決裁規程で定義のほうを改めているところございましたので、そちらに基づく規定を今回改めて、改正という形で入れさせていただいております。

続きまして、第7条、代決事項でございます。こちらにおきまして、従前の現行のほうにつきましては、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにおける代決者、こちら代決というところにつきましては、基本毎日のように事務決裁というのが常時発生している状況でございますので、どうしても事務決裁を行う上で教育長に事故があるとき、または不在の場合、その決裁を代決する者というところを置く必要があるというものでございます。

従前、教育総務課長という形で置かせていただいております。ただ今回、改めて4月1日の規則改正におきまして、事務局長の定義を改めて置かせていただいた経緯ございましたので、今回の改正案におきましては、従前、教育総務課長のところを事務局長に改め、改正を入れさ

せていただいたところでございます。こちらが第7条1項の規定でございます。

同条の第1項、こちらにおきましては、今度は、代決する事務局長に同様に事故があり、または欠けたときにおいて、その代決を今度は教育総務課長が行うということで、役職上の上位から代決ができるという旨の規定を一つ一つ、第1項から整備をしていったというところでございます。それ以降、第3項、第4項に当たりまして、上位役職者を1つずつ下ろしていつているというところで、今回この代決規定を一通り整理させていただいたところでございますので、こちら第7条に関しましては、1項から4項まで上位決裁者を1つずつ決裁規程に合わせて下ろしていつているというところでご理解いただけると幸いでございます。

続きまして、第14条の規定でございます。こちら従前、美里町長というところで規定のほうしておったところでございますが、こちらにおきまして、美里町教育委員会教育長というところで、こちらは各名称のところでございますが、こちらのところにおいて改正という形で字句を改めたということで規定を入れておるところでございます。

今回に当たりましては、以上のところで改正案という形でお示しさせていただいたところでございます。本件、協議事項でございますので、こちらに当たりまして、ぜひ教育委員会の皆様のほうでご協議をいただくと幸いでございます。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） 正式な議案としてやるのは次の教育委員会ということになるんですけども、その前段として、こういうことを改正していきいたいということで提案を、協議事項として入れさせていただいていると、こういうことで。

私も青山係長とも言っていたんですけども、まだちょっと整理する必要があるなど言っていましたので、ここではっきりと、このままやりますというふうにはならないのかなというところもあるので、その上で、ここどうなのと、もし疑問なところがあればお聞かせいただければと思っています。何かこれ見ると、課長補佐の権限、何も無いね。

○教育総務課総務係長（青山裕也） こちらのところにつきましては、どうしても課長補佐というところが明記されていないので、結局、代決事項第7条第4項のところに一応指名した職にある職員がというところを入れることで、ある程度範囲を広げることができるというところでございます。

○教育長（大友義孝） この「課長等」というと、教育総務課長も「課長等」なんだな。同列で入っているから、というところもやっぱね。全て見ると、見えてくるものだから、つくらない限りはなかなか入れないのでね。その辺は整理しながらやっていきたいと思えます。

これ今見て、何か疑問出てきますか。留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） 現行の4項、学校給食センター所長に云々とあります。改正案は、課長等に。ただ、役職にはセンター長とあったんじゃないか。そうすると、センター長、そういう課長等でよい……すみません、現行の4項と改正案の4項、何かつながらないような気がするんです。これ現行案だと給食センター所長になって、あったときに、課長たちの、別な課というか、給食センターの業務に何かあったときには、次の役職の方等があればということじゃないでしょうかと思います。すみません、あやふやで。

○教育総務課総務係長（青山裕也） 実はこの件、先ほど教育長もおっしゃっていただいたとおり、改正はまだ多少ちょっと課題が残っていますと申しますのも、恐らく今、留守委員おっしゃっていただいたところというのはそのとおりで、例えば学校給食センター所長というのが、給食センターの、いわゆる統括者、センターに係る決裁事項があるというような理解にあるかなと思います。この点で言うと、本来、給食センター所長が、「課長等」というところの、今回の定義とほぼほぼつながってくる場所があるんじゃないかというところで、親和性が出てくると。

ただ一方、実はこの学校給食センター所長というのが、今の教育委員会事務局の現状でいうと、課長補佐、こちらが今務めている状況でございました。こちら実は従前も同じ状況が一定期間続いていたというところがございます。

そうしますと、学校給食センター所長というのが、結局今の現行の配置でいうと課長補佐になってしまうので、課長補佐にどれだけの権限が付与されているのかというところになってしまうと、なかなかそれというのが、さきの事務決裁規程と続いていくところにはなるんですけども、なかなか定義が難しいという状況でございましたので。ここを、さきにお話あった、課長補佐をどういう権限で付与させていくのかというのが、まず協議事項というふうに置かせていただいた経緯がございましたので、その点はまだ少し整理が必要なのかなというところがございます。

この第4項においては、そういう意味では、特定の所長とかと限定するというよりは、結局、課長等以下職員に対して指定した場合において代決ができるという規定にして、置かせていただいたところではございました。ただ、やはりセンター所長の扱いについても、併せて課長補佐と同列に今後どういう規定で行っていくかというところについては、次の定例会までに少し整理をさせていただこうと思っております。

○教育長（大友義孝） 整理をさせていただきたいということです。なかなかそれとか難しいので、そこを組み立てて、あと説明できるような形にもしていければなど。「課長等」とはどの範

困かとか、別表で何かあれば、別な表なりなんなりで、そのほうが分かりやすいですね。

じゃあ、そういうことで、ちょっと次まで整理をさせていただきたいと思います。あとはよろしいですね。

日程 第15 美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） じゃあ、同じような形なんですが、日程第15、美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、協議をいただきたいと思います。

まず、説明を青山係長のほうからお願いいたします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では私より、美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則に対しまして、協議事項としてご説明のほうさせていただきます。

まず、資料においてなんですが、大変恐縮ながら本日差し替え用という形で机上のほうに一部置かせていただいたところでございます。

先に、今回差し替えをさせていただいたところ、ございましたので、そちらの説明だけを先にさせていただいてから、今回の改正案のご説明とさせていただきます。

まず、事前に配付のほうさせていただいた資料でございます。こちらの中で、新旧対照表、2ページに該当するところございました。

こちらの第2条、委任事務に関するところございました。1項の第14号、こちらの規定が、実は既に重複した規定が第1号から第13号の中に含まれていたという実態がありましたので、新たにこれを設ける必要はないんじゃないかということで、この点省いております。

それに連動する次の号についても、いわゆる号の改定は特段発生しないというところが修正事項でございました。

今回それを修正したものの改正案となる改正文、あと新旧対照表、こちらを全て本日、留めめさせていただいて、今回配付しているというところで、説明のほう改めさせていただきます。恐縮ながら、説明につきましては着座にて失礼いたします。

では、改正事項におきましては、2ページの新旧対照表を使ってご説明のほうさせていただきます。

まず、本規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条、こちらの規定に基づくものでございます。

美里町教育委員会におきましては、こちらの法の規定に基づき、一部の権限においては教育長に委任することができるというものでございました。大本の法律におきましては、各教育委員会の規則において、それを定めるというところで規定されているものでございます。

従前、こちらの委任事務におきましては、教育委員会規則において規定はなされておりましたが、今回、大本となる法律、さきに申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらの大本の規定にまず内容を統一させたというところが大きく変わっております。

抜本的な内容については、特段変わっておりません。ただ、やはり規定していた部分につきまして、詳細に今回は法に合わせたという、別紙のものでございます。

まず、改正事項におきまして、さきの題名のところですね、元が「美里町教育長」としておったところでございますが、こちら「美里町教育委員会」というところで名称の変更としております。

第1条でございます。第1条においても、こちらにつきましては一応字句を改めたというところでございます。元の現行のものにつきましては、事務の運営というところだけと規定しておりましたので、こちら、委任の対象者というところを新たに入れようということでございます。

第2条でございます。委任事務の第2条第1項第1号です。こちらがより詳細なところで、法に合わせたという規定でございました。もともとの第1号につきましては、一般方針を定めるという規定にとどまっておりました。ただ、こちら大本の法律に基づく規定と修正すると、こちら表記のとおり「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針」というのが法の規定に合わさったものでございますので、こちらに合わせた規定に字句を改めたというものでございます。

続きまして、第3条でございます。こちらは教育長の委任代理及び専決事項、こちらのまず表題につきましては従前、「臨時代理」の後に「専決」というものが入っておりました。こちらを、実は今回の、これまでのちょっと例規の改正案ということでいろいろとご説明させていただいている中で、そもそも事務決裁規程で専決事項が訓令上規定されているという中で、あえてこれを規則で制限してしまうと訓令の意味が今度なくなってしまうというところの、そもそもものちょっと考え方がありましたので、こちら専決事項というところを今回は改正しまして、あくまで教育長の臨時代理というところの内容で今回は統一させていただいております。

そのような形を取りますと、基本的に第3条の規定におきましては従前、「専決」という言葉が表記されておりましたが、こちらの「専決」というところについては、全てこちらを改正に

おきまして廃止という形で取り除いておるというところでございます。

あと、こちら代理というところでございますので、第3条第2項にもございますが、この報告するというところにつきましては、一応こちらは明確に、教育委員会に報告するというものに改め、第2項に規定しているというところでございます。

改正内容については以上のところでございますので、何とぞご協議いただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） まず、もう一度、これ、やるのには用語の意味を正確に把握しないと、代理とか専決とか、ここを改めて確認する上でも、次の説明もしていかなきゃいけないのかなと思うところです。今回は以上のとおりでございますので、この部分もさきの案件と一緒に整理をかけさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。以上でよろしいですね。ありがとうございます。

それでは、日程第15についても、もう一度整理をかけるということで、目標は次回の会議の中で諮っていきたいということにしたいと思っております。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他に移ります。

1つ目、行事予定のほうについてですが、今日配付のとおり予定ということになっております。

行事予定の中、見ていただいて、いいですか、こういうふうなものがあるということで、一応各学校の行事もありますので、参加できるもの、芸術鑑賞なんかもありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、「よむYOMUワークシート」の導入についてということで、青山係長、説明をお願いします。

○教育総務課総務係長（青山裕也） では、ちょっとその他案件におきまして、「よむYOMUワークシート」のこと、ご説明のほうさせていただきます。

先ほど報告事項で、室長からもご説明あったものでございます。内容の補足、詳細周りのところを少しご説明させていただきます。大変恐縮ながら、着座にて失礼いたします。

まず、各教育委員の皆様には、今日、告示の資料の中に、読売新聞さんの資料、こちらを同

封させていただきます。こちら、読売新聞の事務局の担当者の方から頂いたものでございまして、それをそのまま委員の皆さんにお渡ししあげたというところでございます。

おおむねの内容につきまして、先ほど室長からご説明あったとおりでございます。実際に、これは読売新聞のほうで独自に開発した、新聞記事における、簡単に言うと、要点を捉える一つのトレーニングという形で養う教材というところでございます。

現在、やはり読売新聞さん、本社は東京でございますので、関東圏中心に少しずつこれを今展開しているというところでお話いただいております。主だった実績ですと、やはり東京都内23区のほう、あと埼玉県のほうでも少し実績を今重ねていっているという状況でございます。

実際、どの程度成果が出ているかというところにつきましては、事前配付した資料の中に、実際、新聞記事として、例えば東京新聞とか読売新聞で特集された事例というのが今回の資料に入っておりますので、ぜひ、ちょっとそちらのほうをご参考いただければ幸いです。

こちらにつきましては、先ほどご説明あったと思うんですけども、1年間で全30回、上半期、下半期で15回ずつということで業者のほうから配信されると。一応媒体におきましては、紙と電子両方で対応は可能と。今現在、小中学校ともに全員1台タブレット配付しているというところがございますので、そこの親和性も取れるんじゃないかというところでお話は頂戴しております。基本的には選択制でございますので、そのあたりについては、いわゆる客側である程度設定していただくことは差し支えないというものでございます。

配信期間につきましては、週一回ごとに配信というところがございます。

こちらは一応業者さんからしていただいたお話を基にしますと、対象としている、この記事というしましては、やはり記事の難易度とかレベルとかもあると思うので、小中それぞれに対して、どれくらいのレベルでつくっているかというところについては、基準がありまして、小学校においては5年生、中学校においては2年生を基準として置いています。ただ、だからといって、その前後学年、例えば小学校でいうと4年生、6年生が対象外かといえ、そうでもないです。一応、読売新聞さんの想定で考えると、小学校5年生基準に考えておりますが、基本対象としては4、5、6、こちら辺を一つベースに取れる。中学校においても、中学校1、2、3取れるんじゃないかというところでお話はいただいているというところがございます。

こちらが、ワークシートのほう、今、先ほどもありましたが、実際、不動堂中学校3年生で一応利用いただいているという状況でございます。そこからのやはりきっかけで、本町にこのようなお話が届いているというところございました。

次月の校長会で、やはりちょっとこちらは一度協議に上げさせていただいた上で、どうするかという話になると思うんですが、実はこのお話、比較的最近届いたお話でございまして、それこそ先月の末に、実際にこちらの事務局長の方が直接来町されまして、お話をいただいたと。それに当たりましては、実はこれは、ある種の特典がついていまして、まず今年度においてはトライアルができます。トライアルについて、これ無償が可能というところでお話をいただいています。一応、先方の希望としては、ぜひ小中学校の対象学年、さきに申し上げた、小学校でいえば4年生から、中学校でいうと3年生というところで、ぜひトライアルをできないかというところでお話をいただいているというところがございます。配信時期につきましては、十分ご相談はできるというところございましたので、その辺の融通は利くかなというところがございます。

こちらが一応、仮にトライアルを行いましたとなった際に、もちろん期間終了後、企業さんなので、さすがに無償で、ありがとうございますと多分ならないと思うんですね。その後の本格導入というお話になったとき、これをどういう形で実際に選考といいますか、誰かができるかというところであるんですが、こちらにおきましては、まず単価を上半期、下半期合わせまして1人当たり600円です。先ほど申し上げました全30回で600円とお考えいただければよろしいかと思えます。費用負担については、上半期と下半期で300円ずつというところで想定されるものでございます。

ただ、こちらの実は利用に当たりまして、先方から何点かご提案をいただいております。それ、どういうものかと申し上げますと、例えばこれ導入を仮にしたとなった際に、先ほど申し上げました対象学年、下でいうと小学校4年生、上に上げると中学校3年生、そこの全学年で使用をお願いしますとなったものであれば、この学年のうちの2学年分、例えばなんですけれども、小学校5年生と6年生ですね、対象2学年分を無料にしますというところでご提案いただいております。

これが実は、じゃあ6学年じゃなくて5学年だったら。例えば、先ほどの中で、じゃ、中学校3年生だけはちょっと除いていただきます、こういう場合ももちろん、5学年の対象とした場合については、1. 5学年分が無料となるというところなんです。

これがもう少し狭まりまして、4学年となった場合については、1学年分を無料にすることができます。これだと、ちょっといまひとつイメージ湧かないところで、これを実数値としますと、先ほど1人当たり600円というところで話したと思えます。実際に、ちょっと私のほうでも積算してみたんですけれども、最近の9月1日時点の現名簿、いわゆる小学校、中学

校の現名簿に合わせて単価を割り振ってみますと、おおよそ6学年において2学年分無料にした場合については、1人頭、年間400円ぐらいになる計算になります。割引率でいうと大体33%。ここから1学年下ろしていくにつれて、5学年においては1人当たり420円、30%の割引で、4学年にした場合については1人当たり450円、これだと25%割引率になるんじゃないかというところで見込めると。

ここで、一応業者さんのほうからは、この学年においては、もちろん割引率を図るので、一番人数多いところで割引してもらったほうが、それはメリットとしてあるので、そのあたりは基本的には顧客側で設定していただいて大丈夫というところ。あわせて、この割引適用については、基本的には契約をさせていただいて、結局その後の年度の更新契約のときには、基本的には永続的に同一の割引は適用していただけるというところで、事前にご担当者からのご回答をいただいているというところがございます。

このあたりは、実際のワークシートの本格導入をしたところで、読売新聞さんからいただいていた条件、この部分でございました。

こちらも本格導入して、まだ実は年数もそこまで長いものではなく、やはり日が浅い、年数としてもまだ浅いというところがございますが、もちろん効果については若干賛否両論の部分あるかなと思うんですが、やはりトライアルという一つの効果検証をした上で、正式に決定できるというところが今回、読売新聞さんのご提案でありましたので、ちょっとその点を改め、ここで補足いただいたところで、ご説明とさせていただきます。

以上です。

○教育長（大友義孝） ご理解できましたか。何となく。要するに、提案があったので、あとは、ちょうど校長先生方と来月会議があるから、ちょっと話してみましよう。トライアルをした上で、いいか悪いか決めると、もしよければ、導入するとお金がかかるので、そのお金の部分がどうなるか、全体でやるならば教育委員会で予算化していくのも必要だろうということですよ。そういったことなので、まず学校の校長先生方とか一応確認しておきたいなことなので、ご理解をいただければありがたいなと。やらないということじゃないし、やるということでも、まだないんだけど、メリット、デメリット、多分出てくると思いますので、そういったことをご理解を下さい。よろしく願いいたします。

あとは、次の部分、これどうなのか、私たち聞かれても、答えられないところも分かるかなと思いますので、よろしく願いします。

じゃあ、次の令和5年度の宮城県町村教育長会研修会というのが、今日、係長のほうからい

ただいたと思うんですが、11月17日なんですね。ここ、ご覧のように、教育長とか、教育委員さんとか、事務局職員さん、全部で4名までいいですよということで来ているんです。それで、ご相談だったんですよ。11月17日というのは、まだ出てこないんですけども、町の表彰式になるだろうと。つまり、町の表彰式になってくると、委員さんたちにも多分ご案内行くんじゃないかなということで、もし町の表彰式のご案内をして、決まって、午後だから行けるわけではないんですけど、だからどうしましょうかねと、係長と悩んでいたんです。どうしましょうか。表彰式のご案内来ても、こっち行ってみたいと言うのであれば、また別だけれどもね。申込み、いつまででしたっけ、13日まで。

○教育総務課総務係長（青山裕也） 10月13日までは、まだ日はあります。

○教育長（大友義孝） じゃあ、先ほど言った来週ぐらいまでに検討していただく、全国学力テストの広報の出し方について連絡いただくから、そのときにどうですか、行く行かないと。この場で、行かない。じゃあ、もしよければ会議閉じた後でも、ちょっとお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後です。来月の教育委員会の定例会の予定日ですが、10月26日木曜日で予定を組んで、計画はそうなっているんですけども、それでご都合悪い方はいませんか。もしよろしければ、この日程で行きたいと思うのですが、よろしいですか。ありがとうございます。毎月の会議で大変申し訳ございませんが、どうぞ来月もよろしく願いいたします。

改めてでございますが、来週ぐらいまでに全学テの関係、どうぞよろしく願い申し上げます。

そのほか、事務局から何かありますか。特段ないですか。委員の皆さんから何か。特段ないですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 分かりました。

では、以上をもって今日の定例会の付議案件全て終了いたしました。

これをもって令和5年9月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変長時間にわたりご審議、ご協議ありがとうございました。

以上で終了いたします。ありがとうございます。

午後4時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年10月26日

署名委員

署名委員
